

令和5年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月7日

○出席議員 14人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君	10番 戸坂 健 一 君
11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君	13番 岩瀬 義 信 君
14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

7番 狩野 光 一 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企画課長事務取扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第3号

第1 一般質問

開 議

令和5年12月7日（木） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、戸部薫議員の登壇を許します。戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の戸部薫です。私は、市民にとって一番大事な命を守る施策、すなわち自然災害から市民の命を守る防災体制の充実に向けて、質問をいたします。

御承知のように、このところ地震や津波が頻発しています。今月3日には、フィリピン付近で起きた大規模な地震による津波が、日本にも到達をしています。幸い、伊豆諸島の八丈島で最大40センチメートルの津波が観測されましたけれども、大規模な被害は報道されていません。一方、日本付近での大規模地震と津波の起きる可能性は、30年間で70%以上と発表されてから久しくなります。

また、勝浦市地域防災計画によりますと、江戸時代から現代まで影響を及ぼした主な地震は、おおむね60年に一度発生している状況にある。今後、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として、南海トラフ沿いの東海地震、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源域とするマグニチュード8級の大規模地震に加え、東海・東南海地域を震源とするマグニチュード8クラスの南海トラフ地震、さらに南関東地域におけるマグニチュード7クラスの直下型地震の発生が懸念されていると記述されています。

つまり、大規模地震、それによる大きな津波が、いつ起こっても不思議ではない状況下に現在があるのだと私は思います。

さらに、想定できないような大雨、台風なども近年増えています。そのたびに、実際には勝浦市松野地区内を流れる夷隅川は、川岸を削りながら流れる濁流となっております。この10年間に4回、我が家の目の前の水田に夷隅川と新戸川の濁流が流れ込み、我が家も含めた周囲の住宅は、陸の孤島となってしまったことを体験しております。稲刈りが終わった後の出来事でしたので、大きな被害もなく、本当に幸いでした。市の職員、消防団の方々が、私たち住民の

安全確保のために、雨降る中でも懸命に動いてくださったことは、本当にありがたいことでした。感謝しかありません。私は、こうした自分の体験も踏まえて、以下、具体的に質問をいたします。

第1点は、津波に対する本市の防災体制の現状及び今後の課題について伺います。

第2は、河川の氾濫防止対策や土砂崩れ防止対策の現状及び今後の課題について伺います。なお、土砂崩れ防止対策は昨日も質問がありましたが、私の場合は道路への土砂流入防止対策を中心に伺います。

第3は、災害防止のために懸命に働いてくださっている、頑張ってくださいっている消防団組織の現状について、お伺いをいたします。

以上3点、質問いたします。以上をもちまして、登壇しての質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの戸部議員の一般質問にお答えします。

市の防災体制の現状及び課題について、お答えします。

まず、地震や津波に対する市の防災体制の現状及び課題についてであります。市では、地震については首都直下地震を、地震及びそれに伴う津波については、本市に最大クラスの津波をもたらすと想定される相模トラフ沿い地震等に対する備えを、地域防災計画に基づいて対策を進めております。

地域防災計画では、減災を重視した防災対策、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上、要配慮者及び男女共同参画の視点などを基本的な考え方としています。

この基本的な考え方にに基づき、ハード面では、避難所の整備、防災行政無線のデジタル化改修等を、ソフト面では、総合防災ブックの作成・配付、自主防災組織への支援、避難所物資等の充実、津波避難訓練の実施、各種災害協定の締結等を主として、防災体制の整備・強化を図っています。

一方で、避難路等の再整備、避難行動要支援者の避難に関する取組や、避難所生活が長期間にわたる際の避難者の心身のケア等が課題と感じています。

今後も、より一層の防災体制の強化、充実を図ると同時に、課題解決に向け、取り組んでまいります。

次に、河川氾濫防止対策や土砂崩れ防止対策の現状及び課題についてであります。河川の氾濫や土砂崩れは、ライフラインの寸断はもちろんですが、人命を奪うことにもなりかねないため、まずは危険を感じたら避難をしていただきたいと思います。

河川及び市道の土砂崩れについては、定期的なものと大雨時にパトロールを実施し、状況確認を行っています。

なお、市道については、平成9年度に作成しました勝浦市道路防災総点検において、安定度評価ランクで「防災カルテにより監視強化」の判定のあったもので、状況変化が生じた場合や道路パトロール等により危険と判断した箇所について、対策工事を実施しています。

本市では、多くの河川と、地形上、崖に面した市道も多く、今後も計画的に対策工事を実施し、市民の皆様の安全に努めてまいります。

次に、消防団の組織の状況についてであります。消防団の組織は、勝浦市消防団条例第6条の規定により、消防団の団員定数は423人、また、同条例施行規則第6条の規定により市内一円を管轄する本部30人、勝浦地区を所管する第1分団60人、第2分団60人、興津地区を所管する第3分団75人、上野地区を所管する第4分団79人、総野地区を所管する第5分団50人、第6分団69人、合計423人による組織構成であります。

条例定数423人に対し、令和5年度現在の団員数は374人で、49人の欠員が生じています。欠員は、本部及び全ての分団において生じています。

年々、団員定数の確保が困難になる中、令和4年度からは、通常団員以外に、火災や災害時に限り活動を行う機能別消防団員制度を創設し、団員定数の充足に取り組んでいます。

今後も、市としては、消防団等と協力しながら、地域防災力の要である消防団員の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で、戸部議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 詳しい御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思いますが、市民の命を守るためには、市としての施策の充実とともに、常日頃から市民一人一人が、万が一という場合にはどう行動するかを繰り返しシミュレーションしておくということが、欠かせない務めではないかと、私自身はそうのように思っております。そして、そのために役立つものがハザードマップ、防災マップといいましょうか、それがきちっと用意されていることであり、活用されていることだというふうに私は思うわけです。

実は11年半前に私、勝浦市に移住してきたときにいただいたものを今日は持ってまいりました。これがそうなんです。それで、時々これを見ては、夷隅川が氾濫するたびにこれを見て、こういうふうにちゃんと市は分析をしていて、常日頃から住民の皆さんへの万が一に備えた対策というのを喚起しているんだなということを思ってきたわけです。

つい最近になりましたは、この新しいものがまた発行された。前のものもそうですけれども、今回のものも大変詳しくできているということと同時に、今回ののは情報量が多くて、ちょっと年寄りには見づらいなという感もありましたけれども、大切な情報だということで、これも時々見させていただいております。それで、自分の万が一の場合に備えてのシミュレーションを、可能な範囲でやっているということでもあります。

そこで、質問なんですが、確かにハザードマップ、移住してきたときにいただきました。そして、最近、こういう新しいものができました。これは、去年度ですか、つくりまして、今年度配付した。ちょっと私、記憶違いなんですが。

そういうことで、市民の皆さんにこれを大いに活用していただきたいということと同時に、いただいたこれ、何度も見ているうち、実は破けそうになっちゃっているんです。それでも、今日は大事だからということで持ってまいりました。

ですので、このハザードマップの配付時期、何年に1回とか、そういう時期と、配付対象は市役所に来た人だけではなく、ある程度広げて、これ見てくださいというような対応が必要なのではないかなというふうに思いますので、その辺のこの配付について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。現行のハザードマップでございますけど、こちら勝浦市総合防災ブックの中に取り込みまして、令和3年度に作成し、令和4年7月に市内各世帯及び関係機関等に配付してございます。

また、配付希望者、こちらは主に転入者の方たちなどではありますが、この方たちには、消防防災課窓口において随時配付しております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 分かりました。それで、先ほども申し上げましたけれども、数年使って、見れば見るほど破けたり、破損したりするということで、例えば5年に一度とかというふうな年数を決めて配付するというような計画も、必要ではないかなというふうに思うんですが、今後の配付の見通しについて教えていただければと思います。質問です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今後、ハザードマップの基礎となる各種災害警戒区域の見直し等が予定されておりまして、これを受け、総合防災ブックを改訂する考えであります。

現時点で、改訂配付の時期でございますが、令和8年度以降を見込んでいます。

また、総合防災ブックは各世帯に1冊配付してございますが、2冊目も御要望する世帯もあると存じます。総合防災ブックは市ホームページにも掲載しておりますが、防災意識の維持・向上のためにも再度、総合防災ブックを随時配付している旨を広報して行きたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 市として大変努力されているということは、よく分かりました。やっぱり一番大事なのは、それに応えて市民がきちっと、こうしたものに目を通して、万が一に備えて対応するという体制を市民の側でもつくるということだろうというふうに思います。

さらに質問を進めます。これを見て、大体は分かったんですが、例えば部原荘のこととか、あれ、今、使われてないんじゃないかなと思う点もありましたので、起こってほしくないことではありますけれども、万が一の場合に備えた避難所の確保、それから整備状況についてお問い合わせいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。避難所については、地域防災計画に基づきまして、市内各地に確保・整備しています。

避難所のうち、指定一般避難所の整備状況であります。19か所でございます。収容人員、人数は全体で9,020人です。

次に、指定福祉避難所の確保情報状況であります。市内に5か所です。収容人数は、全体で120人です。こちらの避難所は、指定一般避難所での避難生活が困難であり、特段の配慮が必要な方を対象としています。

5か所のうち、部原荘においては現在、建替えを行っているため、現行で利用可能な指定福祉避難所は4か所、収容人数は30人減の90人となります。

次に、津波避難ビルの確保状況であります。10か所です。収容可能人数は6,880人で

あります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 続いてなんですが、そういうふうに避難所あるいは避難場所を確保されているということでもありますけれども、万が一の場合には、その避難所を市民は使うわけです。

そうしたときに、そこで使用する備品や消耗品、これの準備状況というのはどういうふうになっているんでしょうか。例えば長期化する場合もあります。本来だったら、二、三日で避難所生活は終わるはずだったのに長期化することもありますので、取りあえず、現時点での準備状況、確保状況等について質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。地域防災計画により、市の食料及び飲料水の備蓄目標は、避難者が3日間、帰宅困難者が1日生活できる分の50%とし、今年度の購入をもって備蓄目標を達成します。

食料は、1人1日当たり2食、飲料水は、応急手当の利用も見込み、1人1日当たり2リットル、これを避難者3日分、帰宅困難者1日分、さらに、それぞれの想定最大人数で算出しますと、本市が必要とする備蓄量は、食料で約5万食、飲料水で約5万リットルでございます。

地域防災計画においては、この必要備蓄量のうち、市の備蓄割合は50%とし、残りの50%のうち、住民持参が30%、県や災害協定先などが20%としております。

したがって、食料5万食、飲料水5万リットルのそれぞれの50%、食料2万5,000食、飲料水2万5,000リットルの備蓄目標を市は本年度、達成します。

また、食料、飲料品以外の避難生活物資等についても順次備蓄しております。おむつ、生理用品などの衛生用品は優先的に確保しております。備品については、発電機や蓄電器などの非常用電源、これに接続する暖房器具も確保してございます。

今後も食料、飲料については、消費期限到来による定期的な入替えを引き続き行うとともに、食料、飲料水以外の避難生活物資や備蓄品等についても、引き続き充実を図ってまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 今年度で、当初の目標は達成するというお話がありました。先ほども申し上げましたが、3日間を想定しているということですので、今後の課題として、この3日間をさらに増やすというようなことも必要になってくるのではないかとというふうに思いますので、その点は御検討していただくようお願いをしておきます。

さらに質問いたします。テレビなどで報道される避難所の様子を見てみますと、欧米などと比べて、日本の場合は、プライバシーの保護というのがなかなか難しいというか、きちっとされていないというふうに、私などはテレビの映像を見ると、そういうふうに感じます。

そこで、その改善のために引き続き努力をしていただきたいんですが、現在段階で、万が一の避難所でのプライバシーの保護についての対策はどのようになっていますでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。避難所におけるプライバシーの配慮につきましては、避難所内を要配慮者に配慮したゾーニングを行いまして、必要に応じて展張するパーテ

イションを140基備蓄しております。

また、男女の更衣室や授乳室として使用できる間仕切りテントを各指定一般避難所に2張り確保してございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） その他、私のところに寄せられたようなプライバシー保護に関する要望等につきましては、また引き続き御相談をさせていただきたいというふうに思っています。

質問を続けます。1人で生活している人が、高齢者の中で増えていると。あるいは、家族と生活をしていても、日中は1人になってしまう高齢者など、ある意味では配慮が必要な方、そういう方に対する避難の手だてというのが、特別に必要ではないかというふうに思いますので、そういう要配慮者の避難に対する手だての確立状況、特に今、申し上げましたような独り暮らし、あるいは障害がある方等について、どんな手だてをしているのか、質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。市では広報紙等によりまして、災害発生時等に自力で避難することが困難な高齢者の方たちなどを対象に、災害に関する情報の伝達や避難等の手助けを行うことを目的としまして、避難行動要支援者名簿への登録を広く呼びかけております。

避難行動要支援者に対する支援は、日頃から地域でこの情報を適切に共有し、災害発生時等には地域の避難支援関係者等による助け合い、すなわち公助により支えられています。

こうした中、災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務となりました。

このため、市は地域避難支援関係者等と連携しながら、個別避難計画の作成に向け、準備を進めていく考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。よく分かりました。一人でも多くの方が積極的に自分の状況を登録するというのが今、必要だなというふうに思いますので、1軒1軒訪ねて、登録に協力してもらうという方法だろうと思いますので、大変な仕事とは思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、こういう万が一というようなことが起こらないようにというふうに私自身は常々祈っているわけですが、万が一、起こっちゃった場合に、これはもう急を要するというようなときに活躍するのは、AEDではないかなというふうに思います。そこで質問です。

公共施設や避難予定施設におけるAEDの設置状況について、質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。現在、市役所庁舎をはじめ、こども園、保育所、小中学校、集会所など、26の公共施設にAEDを設置してございます。

また、避難所については、一部において未設置の避難所がございます。このため、今後、未設置箇所の解消に向け、取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 一部未設置があるということですので、ぜひ御努力をお願いいたします。

さらに、研修会についてですが、AEDをすぐに適切に使えるという研修を事前にきちっと

やっておく必要があるだろうというふうに思います。確かに説明書つきではあるんですけども、さっと出して、さっと対応できるというふうになるためには、何回かの実際の訓練が必要だろうというふうに思います。

そこで、質問といいますのは、そういう研修会をぜひやっていただきたいということを思っているわけですが、この間の人命救助、AEDの操作方法研修会を含む救命講習会の開催状況は、どのようなことだったのですかということを質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。ここ数年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市職員を対象とした救命講習会は実施しておりません。避難所に職員を配置する上でも、コロナ禍以前のように、市職員についてAED操作等救命講習会を定期的の実施してまいりたいと存じます。

また、市民に対する講習会ですけど、こちらについても、コロナ禍以前は防災訓練等において救命講習会を開催しておりましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民向けの救命講習会の実施を控えてきたところであります。

今後は消防署、勝浦市防災士会、勝浦市赤十字奉仕団など関係機関と連携し、コロナ禍以前のような救命講習会を開催してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 一般市民も参加して、研修会ができるというお話もありました。ありがとうございます。起こってほしくないことですが、そういった場合にきちんと市民も職員も対応できる。そのためには、常日頃からの研修会というのが大事だというふうに考えますので、コロナが収まりつつあるということですから、ぜひ、よろしくをお願いをしたいと思います。

もう一つ質問させていただきます。ちょっと角度が変わりますが、総務文教常任委員会の行政視察として、静岡県伊豆市土肥町に行ってまいりました。大変勉強になりました。

伊豆市土肥町は、本市と同じように駿河湾という海と山に囲まれたまちでありました。海水浴客の集客など、観光産業に力を入れているまちでもありました。説明してくださった市の職員、あるいは地元出身の議員さんからは、津波から市民の命を守ることは当然のことであり、私たちは、せっかく来てくださった観光客の命を守ること、見逃してはならない責務だと。そこで、何を考えたかといいますと、既に防災タワーは幾つか設置をされているわけですが、市民だけではなく、観光客の命も守るという観点から、新たな防災タワー・施設を、複合施設をつくることを決意して、現在建設中ですということで、そういう説明を受けた後、現地の建設中の施設を視察してまいりました。

私は、その話にすごく感銘を受けました。実は、市民の命を守るということは常々思っておりましたし、そのような言葉を出していたわけですが、せっかくこの勝浦に来てくださった観光客、その方たちの、小さなお子さんからお年寄りまでの観光客の命も守るという考えが、私には欠落していたなというふうに改めて反省をしたところです。

そこで、市民と観光客を津波から守るためにも、タワーというよりは、そういう施設になるかもしれませんが、大至急、研究・検討する必要があるのではないかなというふうに思います。これは、完成した暁には観光客の皆さんの命も守るためにつくりましたということで、PRを大々的にやるということも重要だというふうに思います。ぜひ検討していただきたいというふ

うに思うわけですが、現在の段階で、そのことについて、何らかの検討、研究等がありましたら、教えていただきたいと思います。以上、質問です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。津波避難においては、津波避難ビル、津波避難場所への避難を促しております。

一方で、逃げ遅れた方たちなどへの対応として、津波避難タワー等につきましても、研究をしてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 今からでも遅くないと思いますので、ぜひ、研究・検討していただきたいということを強くお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、津波対策から離れまして、河川の氾濫防止対策、あるいは土砂崩れ防止対策についてお伺いいたします。

先ほど市長から答弁をいただきました。それに続けましての再質問になります。特に、先ほども申し上げましたが、松野地内を流れている二級河川夷隅川についてでありますけれども、本当に洪水を繰り返していたわけです。私の住んでおります松野地区の川向地区、市道のかさ上げ工事が昨年、完成をし、関係する住民の皆さんが大変喜んでいらっしゃいました。本当にありがとうございます。

こうした事例からも、引き続き今後も住宅や水田などへの濁流の流れ込みを防ぐ必要があるのではないかというふうに強く考えます。具体的な例で恐縮ですが、上野地区の下川橋、橋の名前、確かめてまいりました。上野の商店街から赤羽根のほうに抜ける道のうどん屋さんの近くの橋です。あの付近は大雨のたびに氾濫しているようです。私は氾濫している現場を写真でしか見たことがありません。この地域の対策というのが必要なのではないかなと。

松野川向地区については、市道のかさ上げ工事をしていただいて、住民の皆さんが大変喜んでいらっしゃる。と同時に、こうした地域についても、何らかの手だてが必要ではないかなというふうに思いますので、現在の状況はどのようになっているのかということを質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。河川の対策の状況についてということでございますが、河川の氾濫箇所につきまして整備を実施した場合、例えばその場所の護岸のかさ上げや河川幅を広げた場合、下流で飲み切れないということも予想されることから、河川の氾濫防止対策は慎重に進めていく必要があると考えております。

また、今回、議員お示しの下川橋の付近の河川につきましては、二級河川の夷隅川であり、管理者の千葉県とは、出水時には氾濫状況などの情報提供や、通常時においても密に連絡をとっているという状況でございます。

また、本市で管理する普通河川は、最終的には夷隅川に流入しますので、氾濫に対する要望も都度行っている次第でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 御説明ありがとうございました。なかなか河川の改修工事というのは難しんだなということを改めて理解をしたところでございます。引き続き監視体制、あるいは県と

の連係プレー、よろしくお願いします。

次に、道路沿いの土砂崩れについて、お伺いをいたします。

私の住んでいるお隣の地域の中倉地域というところに、松野の交差点から市野川に抜ける県道沿いです。県道ですので、これは市にお尋ねするというのはどうかなと思いましたが、具体的には土木事務所と一緒に市の皆さん、仕事されているのではないかなということで、あえて、質問をさせていただくわけであります。

中倉地域に、山から崩れ落ちる土砂をストップして、道路の車両に危害を与えない、道路が通れなくなっちゃうようなことにならないように今、している仮設防護柵というものがあります。かなり高いんですね。だからその分、万が一のときには大きな岩や石ころが落ちてくるのではないかなということでもありますけれども、そのことによって、歩道の半分以上が通れなくなってしまったという状況があります。

そこで、こうした道路についてですが、道路への土砂流入等を防ぐための仮設防護柵なるものが、この勝浦市内には幾つぐらいあるのでしょうか。道路に関してだけで結構です。山崩れ等を入れますと、昨日、500近い数がありましたから、今日は道路に関する部分だけで教えていただきたいと思います。以上、質問です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。道路に設置された仮設防護柵の状況についてでございますが、都市建設課で管理する市道及び法定外公共物に接する仮設防護柵につきましては現在、14路線で19か所の設置となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。昨日の500近い数に比べると、かなり少ないということは分かるんですが、それでもやっぱり道路にそういうものを設置しないと、通行の安全が確保できないということでもありますので、早急な対策が必要だなというふうに改めてまた感じたところです。

そこで、質問であります。対応の仕方としては多分、異なるんだろうというふうに思いますが、先ほども言いましたように仮設防護柵、「仮設」とついております。だから、本格的な工事はこれからなんだろうというふうに思うわけであります。仮設から今後の本格的な土砂崩れ対策工事というものは、どのような工事になるのかなということをお伺いしたいと思います。

私、想像ですけれども、国道297号線を松野のほうから勝浦市内に入ってくるときに、勝浦中学校に上がっていくところの押しボタン式信号、あれよりもさらに50メートルぐらい下がってきますと左側に、昨年、一昨年ですか、大きな工事をやって、コンクリートで固めて、土砂が崩れないようにしてありますね。あのような工事になるのかなんていうふうに勝手に想像しておりますが。もう一度言います。仮設から、今後の本格的な土砂崩れ対策工事とは、どのような工事になるのか、イメージでも結構です。私に分かるように、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。本格的な対策工事についてでございますが、本来であれば、議員おっしゃるとおり仮設の防護柵でございますので、すぐにでも本工事をしな

くではないというところでございますが、崩落後に法面が安定しておりますので、既存の仮設防護柵により保護しているということでございます。

仮設防護柵の腐食が見られた場合や、道路パトロール等により法面の状況を確認し、それらを踏まえ、今後、更新をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 分かりました、度々、ちゃんと目視をして、安全が確保されているかどうかということをやりながら、本格的な工事も見据えて対応しているというような御答弁だったかと思います。

さらに進んでなんですが、これまた松野地区との関係で恐縮なんですけれども、先頃の大雨で、市野郷から夷隅地方へ抜ける県道があります。これまた県道で、恐縮です。あの道は、ふだんは朝夕、大変交通量が多いんですね。通勤の人がほとんどだろうと思いますし、昼間は買物に出かけるというようなことで、松野に住んでいる私どもにとっては大変便利な道路というふうに、いつも使わせていただいております。

ところが、先頃の大雨で、この県道82号線の荒木根ダムの上流の道路が、道幅の半分近くが流されてしまったという事態が起きました。早速、私、市役所のほうに出向いて、どうなっているんですかというような話はお聞きしたところなんですけれども、その後、今、工事が進められていますが、工事が途中で、今、ストップをしています。

県道のことについて大変恐縮なんですけれども、特に通勤の人や買物の人たちがしょっちゅうあそこの道路を通っているという、市民に身近な道路というわけでありますので、一日も早い復旧工事が望まれているわけです。

ここから先、私、推測なんですけれども、恐らくあの大雨でしたから、鉄砲水か何かがダッと出てきて、流されちゃったのかなというふうにも思います。こうした場合の土砂崩れに対する対応工事というのは、どんなふうになるんでしょうかということが質問の一つと、もう一つは、あの工事、一日も早く完了してほしいという市民からの要望も寄せられておりますので、差し支えなければ、工事の見通しなども質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。先ほど議員おっしゃられました県道の荒木根ダム付近の工事の完了の見通しということでございますが、現在は片側交互通行により通行の安全を確保しております。

道路管理者であります千葉県夷隅土木事務所に確認したところ、工法の検討など、また復旧工法の設計を現在、行っておるということでございます。その後に工事となるということで、現時点では、本格的な復旧については未定ということでございました。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。工法の検討をしていて、さらに設計をすると。したがって、完了の見通しは今のところ立たないということだったと思いますので、一日も早く元どおりになることを願いつつ、御努力をお願いしたいと思います。

先に進みます。先ほど市長から、消防、特に消防団の組織活動について、詳しく答弁をいただきました。このことについてなんですが、常々思っておりますことは今、申し上げましたような大雨による様々な災害、私どもも、夷隅川が氾濫したときには本当にありがたい行動をし

ていただきました。それから火災の消火活動などについても同じです。本当に献身的な活動を展開されている消防団について、この場をお借りして感謝と敬意を表しながら、質問をしたいというふうに思います。

さきの議会で、人数確保が難しい旨の答弁があり、現在の状況というのが市長から答弁もあったわけです。依然として厳しいけれども、負担軽減に取り組んでいるというような話も聞かえてきました。

現在の消防団活動は、定数を満たしていないけれども、どのような組織状況になっているのかということで、さらに付け加えがありましたら、課長から補足をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。本市におきましても、消防団員の確保については厳しい状況が続いております。少子化に伴う青年層の人口減少、就業形態の変化、消防団活動が自身の仕事や家族との時間に影響するなど、様々な要因が絡み合い、新入団員数が減少する中、各分団においては鋭意、新入団員加入に取り組んでおりますが、新入団員の確保が依然厳しい状況であります。

各分団の体制維持が厳しい状況のもとに置かれている中、本年度においては火災が数件発生しておりますが、昼夜を問わず現場に駆けつけ、一心不乱に消火活動を行っている姿を目の当たりにしますと、頼もしく、改めて消防団員に対し、敬意を表します。

こうした中、勝浦市消防団におきましては、団員の消防団活動の負担軽減にも取り組み始めています。今年度の消防操法大会の出場に当たり実施した消防操法訓練は、訓練期間を短縮する。また、訓練のサポートに係る負担を消防団全体に分散し、負担軽減を図るなど、自己改革に取り組んでいます。

今後も引き続き、新入団員確保に向け、消防団とともに取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） よく分かりました。引き続きよろしくお願いします。

それで、もう一つなんですが、実際に万が一が起これば、例えば農家の方ですと、田植している最中でも、それをほっぽって駆けつけなくちゃいけない。お店の人ですと、商売やっていた時でも家族でやっていたら、行ってくるから頼むということで出ることできるんでしょうけれども、1人で商売を運営している方で消防団員であるならば、店を閉めて、それで出ていかななくちゃいけないという状況があるのではないかとこのように思います。

なお、先ほど来、話がありますように、献身的にやってくださっている消防団員の方々でありますから、その見返りを求めるなんていうことは、ないのかというふうには思いますけれども、でも、実際はそうやって半日なり、場合によっては半日以上、自分の仕事をストップして、その活動に当たるという状況になっているんだろうというふうに推測をしております。

そこで、消防団員に対する処遇改善が必要かというふうに思います。9月の議会でも、そのような質問がありました。その後の状況はどういうふうになっているのか。前進しているのであれば、大変うれしいことであります。その後の状況等も含めまして、質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。国は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす

消防団の団員数が減少を続けている危機的な状況を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬額、出動報酬額の改善に取り組むよう市町村に求めています。

国が定める団員の階級にある者の年額報酬は3万6,500円が基準額であり、団員より上位の階級のある者等については、市町村において、業務の負担や職責等を勘案し、この標準額と均衡の取れた額となるよう定めることとなっております。

また、出動報酬についても、活動の実態に応じた適切な額を支給するよう、出動報酬については、1日当たり8,000円を標準額としています。

これに対し、本市の現状を申しますと、役職のない一般団員は2万8,000円であります。また、出動手当等の額については、災害警戒訓練等出動手当、技術団員出動手当ともに、1回当たり1,900円、年末警戒手当、1夜当たり1,900円であります。

よって、国の示す団員の標準額3万6,000円と、本市の団員の年額報酬2万8,000円では、8,500円の差が生じており、出動手当等については支払いの単位が違いますが、こちらも差が生じております。

また、本市において、団員の年額報酬を3万6,000円に改善する場合、団員から見て副分団長までの階級についても、団員報酬額との均衡を図るため、改善が必要と考えます。

一方で、消防団への入団の動機は、消防団員の一員となり、地域住民の生命財産を守るという崇高な使命感であります。今般の国が示す報酬額の改善は、現役の団員に対する実態に見合った手当を行う、日頃の労苦に報いるための意味合いが大きいと受け止めたいと存じます。

このようなことから、消防団員の処遇改善に向け、消防団本部及び消防委員会の御意見を聞きながら、早急に取り組んでまいる所存でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 率直に申し上げますと、私が予想した手当額よりも、少ないなというふうに感じました。改善に向けて、引き続き努力されるという御答弁でしたので、手当額の増額も含めて、ぜひ、改善に向けて早急な努力をお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、戸部薫議員の一般質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木克巳議員の登壇を許します。鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） 通告に従い、一般質問を行います。会派市民市政会の鈴木です。よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、清掃センター焼却炉の故障による運転停止については、行政報告並びに4日に行われた議員全員説明会において、現状の報告がなされましたが、市民への周知回覧が早々に出されており、市民生活に対する影響は少ないものと思いますが、年末にかかり、特にごみの多く出る時期でもありますので、今後も、市民への周知等は適正に対応されるようお

願いをいたします。

また、今回の故障は、故障箇所の経年劣化が原因ではないかと思われるとのことでありますが、既に35年以上が経過している施設であり、これから先、少なくとも10年は現施設での対応となることは確実でありますので、これまでの修繕では対応し切れていない部分についても十分に検証し、今後、このようなことがないように対応する必要があります。今回の故障修繕についても、一日も早い回復と市民への対応をお願いいたします。

それでは、通告した質問に入ります。今回の質問は、大きくは2点であります。

1点目は、まさに現状の問題とかぶる部分がありますが、一般廃棄物処理に関する今後の方針について、特に市長の考えを中心にお聞きいたします。

令和5年9月定例議会の行政報告の中で示された一般廃棄物の処理に係る広域連携について、行政報告の説明文では、平成10年から夷隅郡市で広域によるごみ処理施設の整備を協議してきたが、協議がまとまらず、平成27年をもって整備を断念した。

現在の地域内の処理施設は3か所あるが、いずれも稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。

このような状況の中、2市2町の首長で話し合い、ごみ処理施設を新たに整備することが困難との判断から、新しいごみ処理施設整備を計画している市原市へ可燃ごみの処理をお願いすることが最善との考えで一致し、市原市に申入れを行ったと報告がされました。

この市長報告において、一部不正確な部分があります。それは「平成27年に整備について断念した」との記述ですが、平成27年には、2市2町ではまだ検討が継続されており、当時は、東日本大震災以降、建設業界における人件費や資材の高騰などがあること、及び、2020年の東京オリンピック前で、さらなる建設資材費の高騰などがあることから、平成27年11月に一時、協議を休止し、その後において再検討するという方針が示されたと記憶しております。

その後、令和2年1月の夷隅郡市広域市町村圏事務組合正副管理者会議において、広域ごみ処理施設の建設は中止する。つまり、計画を白紙に戻すとの結論が出され、この年の2月の広域議会終了後に、管理者である太田いすみ市長から、この整備計画を中止するとの報告があったとのことであります。

このことの経緯については、令和2年3月議会で同僚議員2名からの一般質問に、当時の市長が、その後の市の状況等も踏まえ、新たに検討すると答弁をしております。

そのときから3年半が経過していますが、この間、どのような検討がされていたのかは、全く議会には示されない中、突如として本年9月の議会で、何ら事前の説明もなく、行政報告という形での報告は、私一議員としては全く理解できず、納得できない状況であります。

このことから、この報告内容及び市長としての判断について、この判断に至るプロセスが全く不明であるということから、以下の点について、お伺いします。

まず質問の1点目として、説明にある2市2町で話し合い、ごみ処理施設を新たに整備することが困難との判断から、ごみ処理施設の整備を計画している市原市へ可燃ごみの処理をお願いすることが最善との考えで一致したとありますが、この話し合いがいつから行われ、結果を出したのか。会議日時、出席者、会議内容などの詳細を時系列に説明を求めます。

2点目として、9月議会で報告するまでの間、なぜ市議会及び議員に対して、このことに対する事前の説明がされなかったのか。他の1市2町では、形は違うものの、市議会議員及び町

議会議員に対し説明があったことを各市町の議員の方から確認をしております。市長はなぜ事前の説明をしなかったのか、納得のできる説明を求めます。

次に、3点目として、市原市から、一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定する中で協議を行う旨の回答をいただいたとあります。本来であれば、市原市への申入れを行う前に、勝浦市としての方向性を決定することを、少なくとも市議会に説明し、同意を得てからすべきことであると思うが、このことに対する市長の考えを伺います。

次に、4点目として、市原市の計画は、令和5年、今年度から来年度の2か年で廃棄物処理施設整備基本計画を策定するとのこととあります。市原市に委託する勝浦市のごみの種別についてはどのような対応か、お伺いをします。

最後に5点目として、ごみ処理施設を新設する場合、一般的には最低でも、計画初年度から施設が竣工し稼働するまで、8年から10年はかかるものと思います。

この間の現クリーンセンターの管理運営の計画も検討することが必要ではないかと思いますが、この対応について、どのような計画を持っているのか、お伺いします。

次に、大きな2点目として、市役所窓口業務における市民サービスの効率化について伺います。

市役所での窓口業務は多岐にわたりますが、特に市民と直接対応する業務において、市民からすると、非常に分かりづらいとの指摘や、直接、担当課に行かなければ分からないなど戸惑うことが多いと、市民からの御意見を伺います。市では、現在の庁舎となった平成4年から、総合案内業務が行われていますが、この総合案内では対応が不十分との指摘もあります。

そこで、以下の点についてお伺いします。

その1点目は、現在の総合案内では、対応する職員の配置を含めて、どのような対応を行っているのか、お伺いします。

2点目として、複数の手続が必要となるような場合における市民サービスのために、ワンストップ窓口、いわゆる総合窓口を設置している自治体が多くなっています。高齢化社会の中で、市民に向けた対応を考えることも必要であると思いますが、市長の考えを伺います。

最後に3点目として、受付カウンターについて、特に1階の各課は、市民と直接対応することが主な業務となっていることから、福祉課では既に設置してあるローカウンター、いわゆる低いカウンターであります。それが、この1階のカウンターとしては、ふさわしいのではないかというふうに思います。

市民対応としてふさわしいローカウンターに順次変更することも、これからの市民サービスにとって必要ではないかと思しますので、お伺いし、以上で登壇による質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの鈴木議員の一般質問にお答えします。

初めに、一般廃棄物処理に関する今後の方針についてお答えします。

まず、市原市に対する可燃ごみ処理の申入れまでの経緯等についてであります。夷隅郡市2市2町で取り組んでいました広域ごみ処理施設建設について、令和2年に計画が白紙となりましたが、施設の老朽化の状況などから、新たな展開が必要であったため、令和4年8月の市

長就任以降、夷隅地域の首長が集まる会議のたびに、ごみ処理施設のさらなる広域化について、協議の必要性を訴え、意見交換を行ってまいりました。

その結果、去る令和5年5月1日、いすみ市役所において、夷隅地域の2市2町の首長、副市長、副町長及び担当課長の出席のもと、ごみ処理施設を新たに整備することは困難であること。そして、可燃ごみについては、市原市へ処理をお願いすることが最善であることの2点について一致し、本件に関し、市原市へ申入れを行うことを決定したものです。

次に、9月議会での報告までの間、説明がなされなかったとの指摘についてですが、令和5年3月議会、3月2日の長田議員の一般質問において、周辺自治体による広い枠組みでの対応を視野に入れ、検討しているとの答弁を行い、本件の方針について述べております。

市原市への申入れについては、あくまで、市原市において一般廃棄物処理施設が新たに整備されることに伴い、本市の可燃ごみを含む一般廃棄物の広域処理の可能性について、市原市に伺いを立てたものです。

これに対し、市原市からは、令和5年7月10日付で、広域処理について協議を行う旨の回答を得ておりましたが、その後、今後の進め方や公表時期などについて、2市2町で慎重に検討し、議員の皆様や市民の皆様に対しては、令和5年9月市議会の行政報告において公にしたものです。

次に、市原市に対する申入れに関し、本市としての方向性を決定することについてであります。私は市長に就任以来、ごみ処理施設の問題については、最初に取り組むべきものの一つとして、常に危機感を持って取り組んできました。

そして、本件については、本市の施設の現状や、2市2町の首長との広域ごみ処理施設の協議を踏まえ、勝浦市長として、最善であるものと判断したものです。

次に、市原市に委託する可燃ごみ以外についてであります。市原市へ委託を予定しているごみの種別は可燃ごみであり、その他の資源ごみ、不燃ごみなどについては本市での処理となることから、ストックヤードやリサイクル施設などの施設整備について検討してまいります。

次に、ごみ処理施設を新設するまでの間のクリーンセンター管理運営計画についてであります。市原市における新たな一般廃棄物処理施設については、現時点で、令和14年の供用開始を目指していると把握しています。

このため、本市では、引き続きクリーンセンターについて適切な維持管理を行い、市民生活に影響のないよう運営していく必要があります。

また、委託に伴う中継処理施設の整備等の必要性や規模等の想定についても取り組んでまいります。

次に、市役所窓口業務における市民サービスの効率化について、お答えします。

まず、総合案内の職員配置と対応の内容についてであります。市役所庁舎の総合案内に係る職員配置については、庁舎内の職員のうち、副主査以下を輪番制で午前と午後、各1名を配置し、庁舎案内を主とした来庁者対応に従事しています。

このような中、市では令和6年1月、窓口業務の改善を図ります。

具体的には、証明書等の交付申請に係る来庁者の負担軽減を図るため、申請書の記載を省略する「書かない窓口」の導入と、証明書等の自動交付機を庁舎1階ロビーに設置し、市民サービスの向上を図ります。

これに伴い、総合案内業務についても、「書かない窓口」の案内や、自動交付機の説明及び操作といったサポート業務を追加し、職員の配置場所を現在の総合案内カウンター内から、自動交付機の近くに配置を変更するよう計画しています。

今後は、高齢化の進展やデジタルトランスフォーメーションの推進を踏まえ、デジタル機器の操作に不慣れな高齢者等への対応を重視した接遇指導を一層強化し、行政サービスの質的向上を目指したいと考えます。

次に、ワンストップ窓口の設置についてであります。ワンストップ窓口は、来庁者が複数の窓口を行き来したり、応対する職員が替わるたび、同じ説明を何度もしたりすることを省けるよう、窓口改善の取組として、他の自治体で導入されています。

この効果として、来庁者の負担軽減はもとより、手続の円滑化が認められますが、一連の業務を単独でこなせる職員の育成や配置、庁舎の構造を踏まえたレイアウトの変更や組織の改編など、導入に当たっては検討を重ねる必要があると思います。

次に、受付カウンターのローカウンター化についてであります。ローカウンターは市役所庁舎1階、福祉課に、車椅子で来庁された障害者の方などに配慮し、設置しています。

これ以外の課にローカウンターは設置していませんが、高齢の方に対しては、職員が積極的に待合エリアに出て、来庁者が着座した状態で、聴き取りや説明を行うほか、対面での応対が長時間にわたる場合やプライバシー保護の必要がある場合は、応対場所を相談室に移すなど、来庁者の事情に即した柔軟で適切な対応を図っています。

今後は、新たに導入する「書かない窓口」等、窓口改善の状況を勘案しながら、ローカウンターの増設も含め、来庁者利便を重視した対応を検討したいと考えます。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今回の質問は、大きな2つとも全然違うんだけど、やっぱり市民生活への対応が、市役所の一番必要なものだという感じています。と同時に、ごみ処理施設については、もう以前から、議会のごとに修繕等が絡んできて、35年を過ぎている現在のクリーンセンター、清掃センターの対応が、本当にもう、もう待ったなしの状況を綱渡りのように歩いていると。ですから、今回起きているような事故が起きるのも、これはもう分かっていたというよりも、もうこれがいつ起きるか分からない状況の中でもありますので、修繕という形で、常に現場の職員の方たち、現場の担当、そして工事施工している業者のほうとも、十分な打合せをしながらやってきているんだろうと思いますけど、これをまださらに、先ほども言いましたけど、市原市のほうに移行しても、まださらに10年ほどの期間があるという中において、今回の結果が、申出を行うということが改めて明白になったのであります。私はここで、なぜこの質問をしたかといいますと、議会において、行政報告という形で、今年の9月に文書で、文書をもって、市長の議会初日の行政報告の中で言われて、実は初めてであって、そのときに実は驚きを隠せません。

この間、私も議員4期やっていますが、一時期、議員でない時期もありますので、その間にいろんな説明もあったんだろうというふうなことを勘案しても、これは聞いておくというよりも、承知してないと、今後の、これを協議していく中で、これからいろんなことに、市原市に行くにしても、市の清掃センターの修繕、そして、今後の勝浦市のごみ処理方針についても、

そのいきさつを聞いておかなければ、協議に対して、議会としても、議員としても対応できないのではないかとということで、改めて質問させてもらったわけであります。

そして今、市長から、答弁の中で話がありましたように、今回、市原市へ申入れですので、あくまで申入れをすると、これも9月のときに説明があったのかな。市原市でやってもらうということを決定したわけではなくて、申入れを行って、これからの協議、市原市とも協議をした上で、最終的な判断をしていくんだらうと。

ただ、その前に、市原市に申し入れるということについては、2市2町の首長、副首長、そして担当者等の会議を踏まえて、そこが最善の方策、いわゆる可燃ごみですね。可燃ごみについては、この夷隅郡市で施設をつくってやるよりも、市原市で新たにできるごみ処理施設の中の、一つの組織の中に入ってやるほうが、最善ではないかという結論に達したために、申出を行うこととしたということで、これ、私の言っていることで間違えたら、訂正してください。そういうふうに今、受け止めました。

そしてこれが、じゃ、その申入れを行うという部分と、今回、この後に、あした質疑ありますけど、それに対する市原市の計画変更のための予算も上がってきています。それはそれとして、私もこのことについて、はなから、全くそれはおかしいだろうという反対する意思はありません。気持ちもありません。これからの勝浦市というか、ごみ処理って、本当に市民生活にとって一番というか、一つの大事な部分でありますので、そのところをしっかりとっていくのは行政の役目だということで、この小さいまち勝浦が単独でやろうということも、私は考えられるのではないかとはいえますけど、そのところで、もう一度、このことについて、市長にお伺いしますが、先ほどお話ありましたけど、2市2町での話合いの中で決定して、方向性が決まったときに、なぜ、このことが議会に報告がなかったのか。

令和5年5月1日に、ある程度方向が、2市2町方向が決まったというふうに今、おっしゃっていましたので、5月1日以降の間に、9月までの間に数か月あるわけですが、なぜその間に、臨時的にでも議員を招集して、説明がなされなかったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えいたします。このごみ処理施設、そして、この2市2町の話を持っていくに当たっては、様々な経緯がございました。私は市長に就任して以降、まず、これを手がけました。1市2町、庁舎を訪れて、この件について、もう1回、協議をすべきというふうにお伝えをし、行動を起こしました。

この件につきましては、私たち2市2町の立場だけではないのです。相手があることです。そちらのほうに御迷惑がかからず、そして、私たちの気持ちを受け止めていただけるよう整ったのが、市原の選挙の市長選と市議選と、その後の8月、整いつつありました。

でも、私が皆さんに説明をしたくとも、8月末、たくさんの公務があり、それは不可能ということが分かりました。そしたら、9月議会の報告でやろうと。皆さんには大変遅くなったというか、どうしてもその時期しかなかったのであります。

この8月の中間で、私は報告をしたい旨を伝えました。でも、それはちょっと待ってほしいというふうに協議され、それでは、ここからここまでの期間でやりましょうと。それが、勝浦市にとっては9月4日でありました。

私はこの件につきましては、体が震えるほど、市長就任以来、このことについては、勝浦市

を困らせてはいけません。市民の皆さんに不安を与えてはいけません。その一心で、やってきたつもりです。

この辺の状況を話すことによって御理解いただけないようでしたら、また、お答えをします。以上であります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 冒頭に話しましたが、私は9月議会の初日に、この話を聞いたということによって、これは今までやってきた部分について、私としては初めて聞いたということなので、ほかの議員さんは承知していたのかもしれませんが、そういうことで話をしました。

それで、今、市長言いましたけど、勝浦市にとっては、市長の判断で、9月4日が最善であったということではありますが、ほかの1市2町では、その以前に、これは答弁要りません。私のほうから話しますと、議員に対して、これは全員説明会か協議会か分かりませんが、首長から直接、議会と別の会議を招集して、そこで、議員に対しての市原市への申入れを行うというこの理解を求めるための説明会をやっているそうです。それは私は、各市町の議員に確認をしています。

その中の話し方、そして対応は若干違う部分ではありますが、特にいすみ市は、もうこれを先導して行ってきたというふうに私は承知していますので、太田市長のほうが、とにかくこの夷隅郡市のごみ処理というよりも、まずは、いすみ市のごみ処理を考えながら、全体の夷隅郡市の対応を考えていたように伺っています。

そこでちょっと課長に聞きたいんですけど、千葉県の方、国もそうですけど、これを仮に広域なり単独なりにしても、ごみ処理施設を、老朽化している部分が、千葉県のはかなりありますので、その辺を設置するに当たって、以前も、1市5町のときにも、やっぱり国・県の方から、この枠組みが示されました。

今回、それから時間があって、私のほうで話しちゃいます。千葉県の処理計画を見ると、令和3年から、この先、10年間に於いて、やはりこの老朽化した施設を何とかする方向を、県のほうの一般廃棄物処理計画というのを令和3年3月に出してしまっていて、その中に書かれています。

そして、その中には勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、いずれも検討対象の市町村になっています。そして、大きな枠組みでいうと、もう既に夷隅郡市2市2町ではなくて、長生郡、夷隅郡、市原市と館山市、この4地域というか、グループを一括して検討したらどうかというふうな話も出ていたようですが、そこだけちょっと課長に確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。議員お見込みのとおり、館山市、市原市、夷隅郡市、長生郡市を一つのブロックとして、県の方からは提案いただいています。

理由としては、先ほどお話にもありました、既に更新時期を迎えている施設、ここを持っている地域、自治体、近くの部分で、一緒に協議をしたらどうかということで、県からの提案のブロック割りとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） とにかく、この外房地域は人口減少、もう非常に急激にありますので、人口に見合ったごみ処理というのも、方向性は大変だと思います。

そういう中において、市原市は今回、新しい施設をつくる。市原市としては単独でも十分できる市ですけど、そこでつくるというところに目を向けたことが、この夷隅郡市の2市2町だと思いますが、そこに行く過程について、やっぱりこれ先導したのは、いすみ市だと私は思うんですけど、その辺の協議の内容について市長、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。協議の在り方ということで、よろしいですか。はい。

2市2町は様々な点で協力し合い、これから人口減少のこの地域をいかに生き伸びていけるかと。それには、様々なこういう設備、この設備を共有したり、生かし合ったりというところの協議を進めていかなければいけない現状であります。

しかしながら、一旦、そういう結論が出てから、今日に至るまで、今日に至って、私は本当によかったと。今回の故障も予見されていたと議員はおっしゃいましたが、私は市長になってから、いつ、し尿処理場が停止をするか。ごみ焼却センターが停止をせざるを得なくなるのか。毎日、そういうことを考えながら、そして公務の合間を縫って様々なところと話し合い、そして首長と協議をし、こういうふうな形に持ってこられたというのが、私にとっては大変な一つの成果ではないかなというふうに思っています。

協議の在り方については、その都度、違います。どんな切り込み方をしたら、分かってくさるか。もし、協議ができなければ、私たち勝浦市で、単独でやっていくということは、かなり困難なことであります。ですから、経過を重視して、お互いの立場を尊重して、これからも協議に努めてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） これを、もう今の時点になって、なぜなぜといってもしょうがないもので、こういうふうに決定してきた市長も、非常に苦慮しながら考えてきたということは十分分かりました。

その中で、やっぱり、一つだけちょっと理解できない部分だったのが、先ほど市長が答えていた、相手方がある。相手方に迷惑をかけてはいけないという部分がありました。それは、私としては、ちょっと理解できない。相手方に迷惑というの、市原市さんが今年度から計画を始めましたという中において、後から夷隅郡市の2市2町のごみ、これ相当もう今、人口でも6万切っています、6万前後ですか。ですから、これから先、10年後においては、2市2町でも5万人台になってくるのではないかな。もしくは、それ以下になるのではないかなという中において、2市2町の中の枠組みでは、なかなかそういう施設建設も、財政的な面からも非常に難しいということも分かりますけど、ここで、相手方に入っていく、後から申入れをするというよりも、もう市原市としては5年度から、今年度から始まっている中において、その間には、市原市との話はいつ頃出てきたのかと思うんですが。その前に茂原市のほうもいろいろ計画を出しているようですけど、茂原市は、この郡市のごみは受け付けないということの判断をされたということも聞いていますので、そこの市原市に行くに当たっての、相手に迷惑をかけるというこのことについては、私は理解できない。

迷惑ではなくて、先ほど県の方針も、市原も含めて、この地域の大きな枠組みの中で検討するような方向性を出してあるのであれば、最初から、市原が計画する前において、私、市原市とも2市2町で協議に入ればよかったんじゃないかなというふうに考えますが、その辺の考え

はなかったのかどうか。

今回の申入れの前に、令和5年、その前に市原市はもう当然計画しているわけですから、夷隅郡市が令和2年に白紙に戻した。そこから3年間の間に、そういうところの協議はなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。そういうことはありました。私、様々な考えのもと、市原市とお話をさせていただいたというか、申入れではないです。現状の共有です。

迷惑というのは、ちょっと議員は勘違いされているのではないかなと思うんですが、14年度供用ということを今から、計画段階で、どの時点で、2市2町でこういう気持ちを持っていますよということをお知らせするタイミングが、もしずれてしまった場合、相手側に非常に大きな迷惑をかけるというのは、計画段階で数字だとか様々出していくわけです。そのときに迷惑のかからないタイミングというものを目指したということでの話で、よろしいですか。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） この問題、あと4分で、もう一つあるので、終わりにします。

分かりました。今までいろいろ聞いて、もっと時間があれば、もうちょっと中身を聞きたいところもありますが。

そうしますと、もう既に勝浦市のごみ処理の方向、可燃ごみについては、そちらに行くんだという、市原市に。市原市が今後どう考えるか、まだ定かではないと思いますけど、その方向で勝浦市の可燃ごみは、委託というよりも、委託ではないと思うんだけど、一緒に市原市のほうとやっていくという方向でいいのかなと思いますけど、そこが今度、今後については、やはり市長、もっと早く、分かっていることは提示していかないと、これ、将来にわたって大きな問題です。金もかかるし。

そういうことをまずお願いするのと、あと現状のセンター、これから10年は、少なくとも現状の中でやっていきますので、そここのところを、もう計画をしていっていいんじゃないかなと。先ほども出しましたが、可燃ごみ以外は市のほうで処理する。これが夷隅郡市にまたなるのかどうか分かりませんが、基本的には、一般廃棄物というのは各自治体で責任を持って処理するというのが、基本の法律にありますので、可燃ごみ以外のごみについての処分の方法、そして処理の方法、これはもう既に計画していかないと、また間に合わなくなってしまうということはあるので、その辺の計画についてどうするのかというのを1点と、もう一つ聞いちゃいます。

もう一つ聞きたいのは、現状のごみ処理施設を、10年、終わりました。じゃ、可燃ごみの焼却炉は廃止になりました。そこから、その対応をするのでは遅いので、その前にやっぱり計画、予算立てをした上で、そのものを全て計画していく必要があるかと思いますが、その辺を含めて、ひとつ10年間のうち、どういうふうなスパンで計画しているのか。

それともう一つ、これ以前にも話が出ていましたけど、もう30年以上、40年も前に、今の施設ができる、中谷の処理場の煙突が立ったままなんです、まだ。議会でも、3回も4回もこのことを言われています。あの施設は、ダイオキシンが中に入っている施設で、ぼろぼろ落ちてきている。強風になると、ダイオキシンをそのまままいている状況があるということなので、中谷の煙突の処理、この際、どのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 午後１時まで休憩します。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをいたします。市原市に委託したいものは、可燃ごみであります。

ですのでそのほかの資源ごみ、不燃ごみ、これはストックヤード、それからリサイクル施設などの施設整備ということが、これから本格的に考えていくというところで、まだ実際、ここまでのところは協議をしておりますが、この方向で、していこうというふうな検討をしてみたいと思います。

それから、旧クリーンセンター敷地内の煙突ですが、これは取壊していく方向で考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○６番（鈴木克巳君） 今、最後のところ、まとめて市長からもらいましたけど、可燃ごみといっても、いわゆる生ごみ、紙、紙類はダンボールとか、ほかは資源ごみですけど、いわゆる燃やせるごみについては今、市では今後、委託をしていくと。委託というか、市外で対応することですので、それはそれで、やむを得ない部分もあろうかと思いますが、そこになるまでの結論を出す前に、私は、最終決定は市長にある。市長が最終決定したものについては、我々はどうであろうが、決定は決定ですので、それは当然の話ですけど、その前の部分については、こういう議会があるということは、そういうところと十分な議論を踏まえた、相談した上で、結論を導き出すのが、これは通常の議会制民主主義というか、議会に対しての対応で、当たり前のことだと思いますので、今後についても、そのことは議員もやってこられた方ですので、十分承知していると思いますが、一言だけ言わせてもらいます。

あと、ごみなんですけど、可燃ごみ、可燃ごみにも粗大の可燃ごみがあります。粗大となると、一般家庭から出るごみで、大きな木とか伐採した枝とか、あとは畳とかカーペットとか、一般家庭で使っていたものを市で破碎した上で今、可燃としていますけど、その破碎についても、これを丸々、ほかの委託に出すわけにいかないんで、その辺も、破碎機を含めれば、十分な市の施設を整備しなきゃいけないというふうに思いますので、それは今後、早い時期から計画を立てていただければというふうなことで、しておきます。まだ、ほかの問題があるんで。

一つだけ言わせてもらえば、ただ単にごみを処理、可燃ごみといいますけど、可燃ごみでも、今はもうバイオマスという形の処理の方法もありますので、そういうことを含めれば、外に出すにしても委託料って、どういうふうにお金を払うかも今のところ承知していませんけど、そういうことを含めると、市はなるべく出すごみを減らす工夫をする必要があるかなというふうに思います。そこにバイオマスという考えも出てきますので、そういうものを協議する場所を早めに立ち上げて、いろんなコンサル入るでしょうから、その辺を強く要望しておきます。

煙突については、本当にすぐにでも取り壊す必要があるかと思っています。なぜかという、やっぱりダイオキシンがあつた煙突には相当含まれていますので、市民の健康被害、あと現場が今、金物の置場になっていて、そこに職員が出入りしていますので、いつ落下物があるか分か

らない。そんな状況でやっていますので、そこのところは今、早くといいましたけど、できたら来年度のね——今、30億円のストックある中で、やってもらえば、早く済むと思いますので、そこは市の単費でやるしかないんで、1日でも1年でも2年でも早くお願いしたいと思います。

2番目の質問に移ります。この質問は、実は我々市民市政会で、11月23日にキュステをお借りして、市民に対する議会報告会、我々3人でやるんで、偏りが多いかと思いますが、そこに市民の方も来ていただきまして、やった中で、今、市でどういうことが話し合われているかという部分も、議会の部分も含めて報告した後に、いつも受けている市民からの意見や要望、そういうのを受けています。

その中で出てきたのが、今回2番目の、市役所って、こんなことってあれだけど、市役所へ行っても、なかなか分かりづらいし、職員の対応は、職員としての対応はよくなってきているけど、職員全体というか、市役所、暗いと。電気が暗いんじゃないくて、職員が暗いというふうな印象を受けるということを言われました。

その中でも、特に窓口業務、市民が一番必要としているのは窓口業務ですので、いろんな申請とか、税金も納めることもありますけど、とにかく今、ほかの、最初の答弁の中で市長も言っていましたけど、ワンストップ窓口が非常に多くなってきています。その中で勝浦市も、高齢化の中で、年配の方が来たときに、すぐ対応できるということ。すぐ対応というか、丁寧に優しく対応できる、そういう窓口業務があってもいいのかなということで、いろいろ改善はされているということで、先ほど、その前に総務課長とも話をしました。

今回、市長答弁の中に出てきたことについては、私のほうも承知していますし、今回、来年度からの予算計上について、キオスク端末の設置とか、あとは「書かない窓口」の導入というものも、ワンストップ窓口の対応の一つです。市民が来て、それぞれ一々、住所、氏名から全部書いて、何が必要ですかを書いて申請して、申請のときも、また説明してということが繰り返されていっている。

もう一つは、1つの申請に来ても、市民課であって、福祉へ行ってもらおうという流れの申請もある。特に死亡届をした場合は、市民課と介護健康課とか福祉課とか、いろんなところに回されるということが——死亡届については、そういう業者さんにやってもらえますけど、そうじゃない場面も結構あるということで、ぜひとも窓口行ったら、すぐ用が、一回言えば、用が済むようなワンストップ窓口ができませんかねということも言われました。

そこで、いろいろ調べてみると、全国の自治体では今、ワンストップ窓口、総合窓口を設置しているところも多くありますし、先ほど、これからやるといった「書かない窓口」、いわゆる「書かない窓口」というのは、自分がサインをすれば、全てできるという窓口をつくっていくということでしたので、ワンストップ窓口をつくるにしても、職員の対応とかメリット・デメリット、多くあると思いますが、市民サービスの向上のためには必要ではないかなというふうに思います。

その辺の指示は、私は副市長なり、統括監なりから、今後の市の窓口対応、市民に対しての対応について、御答弁をいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。ただいま議員のほうから質問のあった件につきましては、私ども職員一同、ワンストップサービスに努めて今後、対応してまいりたいというふう

に考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 市民がよく分かるって、市民が来たときによく分かるような対応。先ほどの市長答弁にもありました。現在の窓口、総合窓口じゃなくて、受付ですね。そのところの職員も、いろいろ言われました、私なんかも。対応が、あまり市民に優しくないというようなことも聞きますけど、それはいろんな受け止め方があるんで、だから、どうなんだということじゃなくて、ワンストップ窓口、今、副市長、対応していくという話ですが、具体的には、いつ頃から、どのような対応をするのか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） なるべく早くやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） できるだけ早くということで、1問目と今の問題、これはやっぱり我々のものというか、市の、以前、こういうことを言った議員がいました。市役所とは、市民の役に立つところだということで、一般質問した先輩というのがいますけど、やはりそのことを常に念頭に置いて、ぜひとも、行政がより向上できるようにお願いして、終わります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、鈴木克巳議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔10番 戸坂健一君登壇〕

○10番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。会派新政同志会の戸坂健一です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きく分けて3点、勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画について、津波避難訓練について、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の見直しについて、以上について順次質問をしてまいります。

まず、勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画について伺います。

平成26年10月に、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき作成した勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画については、その後、中国での新型コロナウイルス拡大に端を発する令和2年1月29日の武漢帰国者の受入れ、その後の新型コロナウイルス感染拡大を経て、令和2年3月議会にて、コロナ禍に即した計画の策定が急務であることを提案させていただき、令和2年4月にこの勝浦市新型インフルエンザ等行動計画の改定がなされました。

この行動計画は、国の特別措置法に基づき、病原性が高い新型インフルエンザや、同様に危険性の高い新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、また市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、勝浦市、事業者等の責務、また新型インフルエンザ等の発生時における措置及び緊急事態措置等の特別の措置について定めたものであり、今後も定期的に発生することが予想されている感染症パンデミック対策の礎となるものであります。そこで質問をいたします。

まず、新型コロナ対策に関わる記録の作成・公表について伺います。

対策行動計画の5ページには、「市対策本部長は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する」と示されています。記録の作成・公表について、いつ、どのような形で行うのか伺います。

次に、勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しについて伺います。

本行動計画策定以降の本市の新型コロナ対策を経て、あるいは今後、想定される新たなパンデミックに備え、市の実情に合わせた形で、本行動計画の見直しが必要ではないかと考えますが、市のお考えを伺います。

次に、津波避難訓練について伺います。

11月5日の津波防災の日に合わせて、勝浦市においても10月29日、津波避難訓練が行われました。津波避難訓練の重要性については周知のとおりであり、これまでも一般質問等の中で、何度も実施方法の改善案や市民の参加意識の向上に向けた取組、周知徹底をお願いしてまいりました。そこで質問いたします。

まず、津波避難訓練の改善点について伺います。これまでの津波避難訓練から、どのような部分が具体的に改善されたのか、伺います。

その上で、参加者数の推移について伺います。

また、より実践的な訓練を実施するための次年度以降の方策について、お考えを伺います。

次に、勝浦市消防団との連携状況について伺います。

まず、今回の津波避難訓練において、消防団員の役割がどのように変化したかを伺います。

あわせて、消防団員安全管理マニュアルと今回の訓練との整合性について伺います。

また、津波発生時の消防団員の役割についての市民への周知徹底を、これまでどのような方法で行ってきたかを伺います。

最後に、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の見直しについて伺います。

近年、モラルの低下や相互扶助意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで、行政の関与が求められることが増えております。

このような状況を踏まえ、勝浦市においても既存の条例を見直し、市民一人一人が他者への迷惑行為に注意を払い、また相互に思いやり、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与すべきと考えます。そこで質問いたします。

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の見直しについて、現行の条例では、産業に関わる騒音等についての関係条例による規制は存在しますが、いわゆる生活騒音、また生活悪臭についての条例はありません。こうした生活騒音や生活悪臭について、本条例内で定めることの必要性について伺います。

次に、本条例では15条で、飼い犬について飼い主の義務を定めた記載がありますが、飼い猫についての記載はありません。飼い猫についても、同じく条例内で定めることの必要性について伺います。

また、事件事例違反の公表について伺います。他市町村の事例を見ると、悪質な条例違反者については、事実違反事例として公表している自治体もございますが、そうした対策の必要性、可能性について伺います。

また、条例改正と併せて、環境美化指導員の設置をし、地域における環境美化の促進、環境

美化に関する啓発、指導、その他の必要な活動を行うことを定めてはいかがかと考えますが、市の考えを伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの戸坂議員の一般質問にお答えします。

初めに、勝浦市新型コロナウイルス等対策行動計画について、お答えをします。

まず、新型コロナ対策に係る記録の作成・公表について、行動計画に示された対策の記録、作成、公表をどのように行うのかについてですが、新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月21日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、勝浦市新型コロナウイルス等対策行動計画に基づき、これまで全庁体制で様々な取組を行ってまいりました。

この取組や実績について記録しているものを精査し、公表してまいります。

次に、勝浦市新型コロナウイルス等対策行動計画の見直しについて、今後、想定される新たなパンデミック等へ備えるための計画の見直しについてですが、勝浦市新型コロナウイルス等対策行動計画の見直しについては、この計画が、世界的な大流行になるようなウイルス等に対応する行動計画であることから、政府の行動計画及び千葉県新型コロナウイルス等対策行動計画との密接な連携を前提とし、これら国・県の動向に合わせ、計画の見直しを行っていくものとしします。

次に、津波避難訓練についてお答えします。

まず、津波避難訓練の改善点について、これまでの訓練と比較して改善された点についてですが、例年、津波避難訓練開始時間は午前8時としていましたが、休日の朝であること。また、朝の家事をこなす等、何かと慌ただしい時間帯であると思われることから、本年度は訓練開始時間を1時間後ろ倒しして、午前9時に変更し、参加者の増加に期待を寄せたところです。

また、従前の広報紙等による避難訓練の周知に加え、小中学校を通じて、児童生徒及びその保護者に訓練参加を呼びかけました。

次に、参加者数の推移についてですが、参加者数を直近の5年間で申し上げますと、令和元年度は1,220人、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施していません。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、玄関までの避難訓練としたため、参加人数は捉えていません。令和4年度は934人、令和5年度は1,137人であります。

次に、より実践的な訓練を実施するための方策についてですが、市では、津波避難訓練を実践的な訓練とするため、津波到達時間を10分とし、避難行動に一刻の猶予もない厳しい条件下で実施しています。

今後も、より実践的な訓練を実施するため、準備周到で訓練に参加するのではなく、いつでも自然に避難行動が起こせるよう、訓練開始時間を固定せず、時間に幅を持たせた中で、訓練を開始する。

また、実際に起こり得るであろう悪天候等、厳しい条件下での訓練の実施も、検討する必要があるものと考えます。

一方で、悪天候等、厳しい条件下での訓練は、参加者の安全確保が課題となるため、この対応も併せて、より実践的な訓練の在り方について研究してまいりたいと考えます。

次に、消防団との連携について、今回の訓練における消防団員の役割の変化についてですが、昨年度までの津波避難訓練において、消防団員は訓練開始時間前に定位に配置し、避難者の安全確保等に当たりましたが、今回の訓練では、津波到達時間までの猶予がない中で、消防団員は、自分の命、家族の命を守るための行動をとりながら、周辺住民等に避難を呼びかけつつ、自らが率先して避難する率先避難者として、居宅から一時避難場所等へ避難訓練を実施しました。

次に、消防団員安全管理マニュアルとの整合性についてですが、今回の津波避難訓練において、消防団員も一般市民とともに、率先避難者として訓練に参加するよう変更した理由は、津波、風水害等の各種災害時において、消防団員が自らの命を守ることによって、多くの命が救われるという基本的な考え方に基づくものであります。

次に、津波発生時の消防団の役割に対する市民周知の徹底に関し、これまでの対策についてですが、津波避難時における率先避難者としての消防団員の役割について、市民への周知は十分でないものと認識しています。

このため、津波避難時における消防団員の避難行動に市民が誤解を抱くことのないよう、早速、消防団員安全管理マニュアルを市ホームページに掲載し、広く市民等に周知するとともに、次回以降の津波避難訓練では、市民への訓練実施の案内文などに、津波避難時における率先避難者としての消防団員の役割等を記載します。

次に、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の見直しについて、お答えします。

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例については、平成14年度に制定され、以来19年が経過している中、日常生活における騒音や動物の飼い方などに関して、モラルの低下などが市に対し、苦情、相談として寄せられています。

したがいまして、他の自治体の事例を参考にしながら、条例の改正について研究してまいりたいと考えます。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） まず、新型コロナ対策に関わる記録の作成・公表について伺います。記録については公表をしていただくということでありました。

再質問としては、これはいつ頃、公表予定かということについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。記録されているものの整理、精査や資料収集を行いながら、しっかりと取りまとめの上、来年度には公表できるように作業を進めてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 来年度ということでありました。ぜひとも、しっかりと取りまとめていただきたいというふうに思います。

この報告については、武漢帰国者の受入れについての記載はどうなるのか、その記載予定について伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。中国武漢からの帰国者への対応については、国の主

導による、国の職員による対応でありましたが、本市といたしましては、本部長のもと、市職員が滞り場所での情報収集、連絡調整に加えて、ホテル従業員とともに帰国滞在者の生活支援に携わり、市民も温かいおもてなし活動を実施しておりますので、これら活動を記録していきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） ぜひともそうしていただきたいというふうに思います。御存じのとおり武漢帰国者の受入れについては、勝浦市にとって大変大きな意味を持つものでありました。パンデミック初期の様々な情報が錯綜する中での市長の御決断、また、その後の市民有志、事業者による帰国者への支援、また風評被害の拡大、経済活動の停滞、全国からの支援など、感染症対策としてではなくて、勝浦市の歴史上でも非常に大きな意味を持った出来事でもありましたので、そうしたことを客観的に記録・公表していくことができる貴重な機会だと思っておりますので、その辺は丁寧な記載をお願いしたいというふうに思います。御答弁は結構です。

次の質問として、行動計画の見直しについて伺います。

市長の御答弁で、国と千葉県との行動計画と連携する形で、計画の見直しを行っていただけるということでありましたが、そのことについて具体的なというか、改定が必要な部分についてなんですけれども、例えば6ページを見ますと、いわゆる新型インフルエンザ等の感染拡大に至った場合の患者数の推計値なんかが載っています。この資料によれば、例えば勝浦市の推計は平成22年の国勢調査から試算をしているということで、大分古いデータになっておりますし、患者数の推計についても様々な当てはめ方が、ちょっと実情と合わないのかなというようにところもございます。ですので、見直ししていただけるということでありましたので、再質問は行いませんが——やっぱり質問します。ごめんなさい。

これは例えばですけれども、報道によれば、中国において10月以降、子どもの肺炎が急増している。薬剤耐性を持つマイコプラズマ肺炎だとか、あるいは新型インフルエンザ・新型コロナなどの複合感染の可能性もありますと。世界保健機構によれば、新たな病原体は検出されていないけれども、引き続き警戒をしていくということになっています。

この行動計画によれば、今後もパンデミックは10年から40年周期で起きることも想定されています。新しいパンデミックにも備えて、勝浦市の実情に合わせた全体的な行動計画の見直しを図って、先進的かつ実効性の高い行動計画をつくっていただきたいというふうに思いますが、御答弁いただける方、課長ないし市長、副市長にもう一度、この行動計画の見直しについて、お考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。市長の答弁にありましたように、国・県の動向を見極め、国の示した新型インフルエンザ対策ガイドラインに沿って、適正に見直しを行ってまいります。

なお、市の行動計画に記載されているとおり、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、設定数値や人口などの法令に基づかない記述につきましては、データを整理、検証して、適宜修正をしてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） ぜひともそうしていただきたいというふうに思います。勝浦市の新型コロナ対策、本当

にすばらしいものであったというふうに思います。それをさらに、よりよいものにするためにも、時流に合わせた改定を行っていただきたいというふうに思います。

次に、津波避難訓練の改善点について伺いたいというふうに思います。

市長からの御回答で、開始時間の変更を含め、様々な形で実態に合わせた、より実践的な訓練を行っていただいたということでありました。また、実践的な訓練をするために、最悪のパターンの想定のもとでの訓練ということで、津波到達時間を10分間ということでやられたということでありましたが、次回以降、より最悪の想定、例えば夜間の訓練なども含めて、やってみるべきではないかというふうに思いますが、この点、お考えいかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。先日、フィリピン付近で発生した地震による津波が、日本に到達したのは未明であったように、津波は昼夜を問わず来襲することを誰もが改めて実感したところであると存じます。

夜間に津波避難訓練をする意義は、津波は昼夜を問わず襲ってくるという意識づけや、夜間にいざ避難する場合に、方向感覚がつかみづらい。日中と景色が違うことから、日中には難なく避難できた避難経路に戸惑う等、夜間時の避難は、日中の避難よりハードルが高いという意識づけをするということでもあると考えます。

全国を見回してみますと、静岡県、高知県、福島県等の自治体では、夜間津波避難訓練を実施しております。このため、これら自治体の訓練方法を参考にしながら、実施地区を限定して行うとか、参加者の安全確保対策を十分にするなど訓練方法を研究し、夜間訓練実施につなげていきたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） より厳しい条件下での訓練、より実践的な訓練にするために、もちろん市民の皆さん、消防団員の皆さんの負担はあると思いますが、命を守るための行動をしっかりと培っていくということも含めて、御検討をいただきたいというふうに思います。御答弁は結構です。

次に、消防団員との連携について伺います。

前回の津波避難訓練において、消防団員の役割が変化をしたということでもあります。非常にありがたいというふうに思います。私も現役の消防団員として津波避難訓練にこれまで関わってきた中で、やはり消防団員、地域のためにという思いが強い方が集まっていますので、津波のときにどう動くかということを避難訓練の中で示してというか、どう行動すべきかということを示していただくことは非常に重要だというふうに思っています。

今回、団員も率先避難者、一避難者として行動をしていただいた中で、今回の訓練では、消防団員は消防服を着て、訓練に参加をしました。これについて、どのような経緯でそうなったかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。津波避難訓練実施前の消防団本部分団長会議におきまして、消防団の活動服の着用についての議論がございました。

今回、あくまで訓練であるということ、率先避難者としての役目や消防団活動のPRともなることから、事前に活動服を着用するところとしたところでございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） それも一つの考え方であろうというふうに思います。しかし、先ほど市長答弁の中で、消防団員の役割について明確なお答えをいただきました。まずは命を守るために、そしてまた、市民に対して率先避難者として行動するということであります。また、消防団員安全管理マニュアルを消防団員だけでなく、市民の皆さんへも徹底していくというふうにおっしゃられたというふうに思います。

しかしながら、消防服を着て津波避難訓練に参加をするということは、これは消防団員の役割を、かえって市民の皆さんに誤解を与えかねないというふうに思います。

今回の訓練では最悪の事態を想定して、津波到達時間まで10分間ということでありました。通常、消防団員の方々がお昼働いているとして、一度、車に積んでいる方は車に戻って、消防服を着ると思います。あるいは、自宅に戻って消防服を着るということになれば、どんなに早い方でも、三分、五分、ひょっとしたら10分のロスタイムになるというふうに思うんです。

これは、消防団員の命に直結する問題です。ですので、これ、消防団員安全管理マニュアルの整合性についてとも併せた再質問になりますが、繰り返しになってしまいますけれども、消防団員の津波発生時における役割は、まずは命を守ること、これはもう共通認識として変わりません。そして家族の命を守ること。そうして命を守った後に、救助活動や2次災害の発生を食い止める役割だと認識をしています。そこについては、消防団員の安全管理マニュアルにも、しっかりと記載をしてありますし、国の指針もそうなっているというふうに思います。

先ほど市長がおっしゃっていただいたように、率先避難者として自ら率先して避難行動を起こす人。その行動を市民の皆さんが見て、同様に避難をしていく。避難行動を起こさせる人としての役割も担っているということだというふうに思いますので、訓練は、実際の津波避難訓練と同じように緊張感を持って行うものにしくはなくて、あまり意味がないというふうに思います。

これまでも改善点、多々、改善していただいたんですけども、この点については、次回以降は、消防服は着用せず、実際の安全行動管理マニュアルにのっとった形での訓練をすべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。例えば遠地、遠隔地の地震による津波など、到達まで時間がある津波では、活動服の着用も考えられますが、今回の訓練設定のように、時間がない中で避難する際、活動服の着用する時間はないというふうに考えております。

消防団が、帽子や上着のみ羽織って率先避難することで、その整わない服装から、津波来襲までの切迫感を訓練参加者に感じさせる効果もあると存じます。

より実践に近い訓練としては、議員の御意見のように、私服等による避難訓練も必要と考えます。このため、消防団本部と協議の上、次回の訓練においては、消防団員の私服での率先避難に取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 今回、津波避難訓練の主催者としての勝浦市に対して質問していますので、消防団との連携の部分で、なかなか答えづらい部分もあったかと思いますが、ぜひとも、そのようにしていただきたいと思ひますし、また消防団員の活動のPRという点で見ても、地域の消防団員というのは、その地域の有名人の方ですから、消防服を着ていなくても、消防団員が

活動しているということは、皆さん御理解いただけるというふうに思いますし、何より市民の皆さんが、消防団員も一緒に逃げるんだよ。そしてその後、活動していくんだよということを周知徹底していくという意味でも、この点は、そごのないようにやっていただきたいというふうに思います。

津波避難時の消防団員の役割については以上ですが、再質問として、市民の皆さんに対してどのように、こうした消防団員の役割を周知していくかという点について伺いますが、先ほど、まだまだ周知が十分ではない面もあるので、早速マニュアルを市ホームページに掲載をすることでありましたが、これについても、検索性が高いものにしていかなければならないというふうに思いますので、例えば津波避難訓練が近くなってきた時期には、トップページの一番目立つところに掲載するとか、あるいは今ある、かつうらメイトを活用して、計画、マニュアルについて公表していくということも、併せて御検討をいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。議員の御意見のように、そのように周知してまいりますと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 次に、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の見直しについて伺います。

御答弁の中で、先進地の事例研究をしていくということでもあります。私が参考にしたのが、静岡県磐田市の迷惑防止条例であります。こちらについては、かなり先進的な条例となっておりますが、その前に、まず質問として、生活騒音に対する苦情がどれくらい、市に対してあったのか。あるいは生活悪臭についての苦情が、どれくらい相談があったのか。また、猫についての苦情等がどのくらいあったのか、把握している限りで構いませんので、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。生活騒音に関する苦情、指導も含めてになりますが、苦情・指導ということで、令和2年度からの累計ということで、回答させていただきます。

生活騒音に関する苦情は、2件ございました。内容としては、宿泊施設等からの漏れ出る騒音ということでした。

続きまして、悪臭に関する苦情、これも2件でありました。内容としては、農業に関わること、あと浄化槽の管理不足によるものの悪臭ということでありました。

続きまして、猫に関する苦情は4件、これは全て野良猫に対する餌やりに関しての苦情・指導となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 件数自体は、それほど多いということではないのかもしれませんが、逆に言うと、市民の皆さんが騒音に関する、騒音があったときに、どこに相談していいかわからない状態でもあるというふうに思います。

基本的に、警察に相談するといっても、民事不介入の面もありますし、直接、その騒音を出している方のところに行って注意するというのは、今の御時世、非常にリスクが高いというか、トラブルの原因にもなりかねないというところでもありますので、質問のときにも言いましたけ

れども、しっかりと条例でこの点を定めて、関係者のよりどころになるような条文をつくってみてはいかがかという提案であります。

例えば静岡県磐田市の迷惑防止条例の条文を見ますと、第14条で「市民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない」、努力義務であります。また「市長は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる」というふうに定めています。

こうしたことをしっかりと定めて、もちろん、この条例を定めることが、民間の事業者の自由な経済活動であったり、民業を圧迫するようなことになってはいけないというふうには思いますが、一方で、こうしたトラブルが、市に届いている以上に増えているというふうには私は把握しておりますので、この点、しっかりと事例研究をして、早急に定めていただきたいというふうに思いますが、課長のお考えを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。騒音等に関しましては、千葉県の迷惑防止条例等もございます。また、猫の飼い方についても、県の動物愛護に係る条例がございます。

市のほうで新たな条例を制定することが、市民に対してどのような影響があるのか、そういったことも含めまして、先進地の事例を参考に研究したいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） あと1点だけ、すみません。猫についての条例もそうなんですけれども、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例においては、いわゆる飼い犬に対する条文は存在します。その次の条例として、いわゆる小動物、小鳥とかハムスターとかそうしたものを想定した愛玩動物のための規定はあるんですけれども、猫というものは多分、この小動物の中に入っていると思うんですけれども、この条例の中には、猫についての記載がない状況です。

しかしながら、前年度、地域猫の去勢不妊治療に対する助成なんかも創設していただきましたし、また、国際武道大学の学生さんが自主的に、市と協力しながら地域猫の保護活動を行っているというような面もあります。

ですから、どの猫が地域猫で、どの猫が飼い猫か、はっきり分からないグレーゾーンの猫もたくさんいますので、そうしたことがないように、猫についても条例で定めて、管理を徹底していけるようにしたらいかがかなと思いますが、この点もお考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。先ほど申した千葉県の動物の愛護及び管理に関する条例のチラシにも書いてあるんですけれども、猫については、屋外での飼育となると、交通事故や感染症、けんかなどによって危険が伴う。屋内で飼うことが理想だというようなお知らせになっております。

勝浦市においても、こういったことも踏まえまして研究したいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。

これをもって、戸坂健一議員の一般質問を終わります。

午後2時5分まで休憩します。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から発言を求められているので、これを許します。

○市長（照川由美子君） ただいまの戸坂議員への答弁内容の一部に間違いがありましたので、訂正させていただきます。

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例については、「平成一年度」と申し上げましたが、「14年度」の間違いであります。「以来、一年が経過している」といいましたが、そこは「19年が経過している」と、これを改めたいと思います。

失礼しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員の登壇を許します。岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。5番、会派市民市政会の岩瀬清です。よろしくお願いいたします。

今月、12月1日の新聞報道に、勝浦市のふるさと納税寄附金についての記事が掲載されておりました。10月末の時点で、約41億4,000万円ほどの寄附受けがあり、昨年度の同時期と比較して、約2.2倍の、昨年度を大きく上回るペースであると記載されておりました。このことは、勝浦市におきまして、誠にありがたい寄附金であります。

しかし一方では、11月30日の新聞に、勝浦市清掃センターのごみ処理施設が故障で稼働を停止しているとの報道もありました。老朽化が原因と見られ、修理に1か月から3か月はかかるであろうと掲載されておりました。

私も昨年の12月定例議会、3月定例議会で、クリーンセンター、ごみ処理施設のことに關しまして質問はさせていただきましたが、その後、関係業者と会派3人で、ちょっと勉強会やったときに、中堅業者を東京から呼び寄せたときに伺ったんですが、勝浦の今の規模程度のクリーンセンターを建設するに当たりましては、約100億円ほどかかる。ここ二、三年ほどの物価高騰のあおりを受けて、大幅に上がってしまった。構想から完成までに、普通でしたら10年はかかる。急いでも8年はかかる。この辺は、私が3月の一般質問、登壇してしたときに、当時の担当課長である君塚課長のおっしゃったとおりだと私は確信したわけなんですけれども、今後は行政に限らず私ども議員も、市民のために、いかに今後この課題を乗り越えていくか考えなければいけないと思っております。（「楽しみだ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

その新聞に、経済産業省の発表で、レギュラーガソリンの小売価格が3週連続で値上がりし、来週も値上がりするであろうとも掲載されておりました。今年の春から、どのぐらいの割合で上がったか、私も記憶のないぐらい連続、連続の上昇であります。

また、ガソリンに限らず、新聞代も先月、私がとっている新聞社の分は上がっております。もう何千品目という商品、物が値上がっている。こういった、物価高に始まって物価高に終わる年ではないかと思えます。

そのような世情の中、本日は7点ほど質問いたします。

まず1番目の質問ですが、9月定例議会での質問の続きになりますが、勝浦市における高齢者支援について伺います。

今年度から、高齢者支援としてスマートスピーカーを使用した支援が始まりましたが、今後の利用拡大についてどのように考えるか、伺います。

2点目の質問です。冒頭でも申し上げましたが、現段階では大変好調なふるさと納税寄附金について伺います。

10月から、ふるさと納税寄附金制度の改正がありましたが、それに伴う今後の対応策等は、どのように考えるか、伺います。

3点目の質問です。勝浦市の水道事業について伺います。

佐野浄水場が稼働して数十年が経過しておりますが、勝浦市内における上水道の普及率は、100%でないと聞き及んでおります。その理由を伺います。

4点目の質問です。国道297号線について伺います。

勝浦市において297号線は、災害時はもちろん、通勤通学などによる千葉方面や東京方面に向かう主要道路でもあります。

給食センター付近の幅員が狭いカーブ的な箇所がありますが、あのような場所をどのように考えて今後、対応していくか、伺います。

5点目の質問です。少子高齢化などに伴う人口減少施策としての移住・定住対策について伺います。

勝浦市では、人口減少対策の一環で、移住・定住を促進していると思いますが、どのような取組をされてきたのか、伺います。

6番目の質問です。市役所職員の市外からの通勤について伺います。

勝浦市では移住・定住を促進している中、かなりの人数の職員が市外から通勤されているようですが、そのことに対して、どのように考えているか、伺います。

最後7番目の質問です。勝浦市の教育行政について伺います。

教育長は、市長における政治姿勢同様、再選出に当たり、今後の勝浦市の教育行政の長として、任期3年間でどのような考えで職務を遂行されるのか、伺います。

2番目としまして、前回の定例議会で、市内小中学校における賛助会費のことで質問いたしましたが、次年度予算の査定が始まっているであろうこの時期に、賛助会費についてはどのように考えるか、伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

初めに、高齢者支援についてお答えします。

高齢者支援におけるスマートスピーカーの今後の利用拡大についてであります。本事業は、令和5年度から実施している新規事業であり、日本郵便株式会社と業務委託契約を締結し、事業を実施しています。

今後の利用拡大につきましては、当初の予定どおり、令和6年度及び令和7年度に利用者の追加募集を行うほか、内容の充実として、高齢者に向けた情報発信や、市からの緊急連絡等の伝達手段としての活用を検討してまいります。

次に、ふるさと納税寄附金についてお答えします。

10月からの制度改正に伴う今後の対応策等についてであります。令和5年6月27日に国から示されました「ふるさと納税の次期指定に向けた見直し」として、「募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする」という募集適正基準の改正がされました。

これに伴い、経費や返礼品に対する寄附金額の見直しなどが必要となり、その対策として、寄附金額に対する返礼品の割合、返礼品等に係る配送料、ポータルサイト事業者へ支払う委託料や使用料などについて検討・協議を行いました。

その結果、10月以降は、これまでと同じ返礼品の登録において、返礼品提供事業者の負担とならないよう、寄附金額の設定の見直し、配送料を下げるため、返礼品等に係る配送サイズの見直し、また、ポータルサイト事業者へ支払う委託料や使用料に関する見直しを進めてきたところです。

10月の制度改正に伴い、返礼品目や返礼品に対する寄附金額を変更したことから、今後、ふるさと納税の寄附額が減少することも想定し、新たな返礼品の登録や運用の改善について、引き続き検討してまいりたいと考えます。

次に、市の水道事業についてお答えします。

上水道の普及率についてであります。上水道の普及率は、行政区域内人口と上水道の給水人口の割合であり、本市の令和4年度末での上水道普及率は、98.7%となっています。

この理由については、地形的な要因などにより、一部のエリアへの配水が難しい状況であることによるものであります。

次に、国道297号についてお答えします。

給食センター付近の道路幅員の狭隘な箇所についてであります。国道297号は、館山市を起点とし、勝浦市及び大多喜町を経て、市原市の国道16号に至る、沿線市町の骨格となる道路であり、地域の経済活動や住民の生活を支える重要な幹線道路と認識しています。

本市の給食センター付近は狭隘かつ曲折しており、大型車の交互通行に支障を来し、また歩行者にとっても危険な状況となっています。

市では以前から、道路管理者である千葉県・夷隅土木事務所に対し、道路改良の要望をしていますが、利用者が安心・安全に通行できるよう、引き続き要望してまいります。

次に、移住・定住対策についてお答えします。

移住・定住の取組についてであります。風光明媚な景観、年間を通じて過ごしやすい気候といった本市の移住先としての魅力を生かし、市外からの移住促進を図るための施策を進めてまいりたいと考えます。

これまで、移住・定住を促進するための全国的な移住・定住イベント等への参加、若者世帯が安心して生活できる住宅環境の確保を支援するための若者等定住促進奨励金や、東京23区に通勤または在住の方が勝浦市に移住して就業した場合等に支給する移住支援事業支援金の支給などを行ってまいりました。

さらに、今年度においては、空き家活用を推進するための地域おこし協力隊を採用し、また、勝浦市への移住者の実体験を知っていただくため、移住希望者にオンラインでの移住フェアを開催するなどの取組を実施したところです。

今後も、移住・定住の促進のために、こういった取組が本市にとって有効なのか、他の自治

体の取組などを参考にしながら、検討してまいりたいと考えます。

次に、市職員の市外からの通勤についてお答えします。

市外から多くの職員が通勤している状況についてであります。職員の居住地については、居住、移転の自由が憲法で保障されていることや、個々の家庭事情などを考慮すると、人口減少理由に、職員に対して市内への居住を求めることは、困難と考えます。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関する御質問については、教育長からお答えします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えいたします。

教育行政についてお答えします。

まず、教育行政の長として、任期中、どのような考えで職務を遂行していくかについてであります。まず、基本的なこととして、教育基本法第1条に規定する「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」という「教育の目的」を常に意識しながら、職務に取り組んでまいりたいと考えます。

特に、学校教育については、知・徳・体のバランスの取れた力、いわゆる生きる力を育むということを大切にしたいと考えます。

知としては、基礎基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようとも、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力である確かな学力。徳としては、自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性。体としては、たくましく生きるため健康で過ごすことや体力をつけることである健康・体力などとなります。

あわせて、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることについても肝要であると考えます。

一方、社会教育においては、持続可能な社会教育施設の設置や運営、学習機会の提供等を行う中で、生涯学習の振興に努めるとともに、社会教育が、学校教育との連携及び家庭教育の向上に資することとなるよう、学校・家庭・地域、並びに他の関係者相互の連携・協力を大切にしたいと考えます。

これらのことを踏まえた上で、勝浦市総合計画を上位計画とした勝浦市教育大綱に基づき、「『学び』『絆』あふれる勝浦」を基本理念として、生きる力を育む学校教育の推進、並びに地域の活力を育む生涯学習の推進を基本目標として、職務を遂行していく所存です。

なお、各学校が行う教育内容については、学習指導要領に基づき、地域や児童生徒の実態を踏まえた上で、校長が定めるものであり、教育委員会が決めるべきものではありませんが、学校運営を行う中で、どこの学校でも心がけてほしいことをこれまで各学校にお願いしてきました。

それは、1つとして、いじめのない学校づくり。2つとして、挨拶・返事の励行。3つとし

て、郷土愛の育成と郷土学習の推進。4として、思いやりの心と自己理解・他者理解を深める態度の育成。5として、千葉県教育委員会が推奨する実践モデルプログラムを意識した学習スタイルの構築などです。

このことについては、その時々の変化を踏まえつつ、今後も継続して依頼していきたいと考えます。

次に、賛助会費であります。賛助会費については、地域での取決めのため、答弁する立場ではありませんが、市としましては、賛助会費の有無に関わらず、必要な教育予算を計上しているものと認識しています。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。2回目以降の質問させていただきます。

まず、1番目の質問に関してですが、スマートスピーカー、支援開始からの利用状況を把握されて……、現段階での把握で結構ですから、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えします。現在の利用状況ということでございますが、現在13名の方から申請をいただいております。

令和5年度の募集人員は15名分ということをご想定してございますので、残り2名分につきましても、引き続き募集をしております。

この2名分につきましては、日々の相談業務ですとか、ケアマネジャーさんからの情報等を総合的に勘案しまして、本事業を活用される方がいらっしゃるかどうかというところで、高齢者支援課としても検討しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。支援開始に当たり、利用者アンケートとか聞き取り調査等の実施は、もう既にやられたかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。利用者のアンケート等聞き取り調査というのは、個別には実施しておりません。

といいますのも、利用者状況のレポートというものが、利用者ごとに高齢者支援課のほうへ送られてまいりますので、スマートスピーカーをスムーズに御利用できていない方につきましては、個別に状況確認を行っているところでございます。

また、月に一度、郵便局の職員につきましても戸別訪問しておりますので、この際に状況確認が個別に行われているという認識でおりますので、アンケート等の実施はしておりません。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） これは自動で入ってくるんですか。ありがとうございます。

もう一つお伺いします。実施に当たり、何か今までに問題点とかございましたか？

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えします。まだ始まったばかりというところもございますの

で、特段大きな問題は発生しておりません。

小さなところで申しますと、外出する際にスマートスピーカーの電源を抜いて外出したところ、帰宅後に再起動がうまくできなかったというものですとか、スマートスピーカーからの問いに対しまして、利用されている方の回答が長過ぎたということがございまして、機械が聞き取れなかったというような事案はありますけれども、これは慣れの問題もございますので、問題というレベルのものではないというふうに認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。ここで君塚課長、一つ市長にもぜひ聞いていただきたいんですけども、先月20日過ぎに私は行政視察で、総務文教委員の方々と静岡に行っていましたけれども、1泊2日でしたので、留守するために母親を市野郷の裕和園さんに預けさせていただきました。

帰ってきて2日後に迎えに行っただけですけども、2時10分か15分ぐらいの間でしたが、いつもお世話になっている若い職員、ケアマネジャーさんが、お金をお支払いして帰ろうとしたら、「岩瀬さん、ちょっと待ちませんか」と引き留められました。なぜかという、そこにヤックスさんの移動スーパーが間もなく来ると。県道沿いの土手のコンクリートのところに、4名ほどの高齢者、みんな御婦人でしたけれども、待っているんですね。

間もなくしてヤックスさんが来て、移動スーパー、開店したんですけど、その品数の多いこと。また、冷蔵庫みたいに完備してありまして、子ども用から、一般に皆さんが食事で食するであろう、つくだ煮類とかスナック菓子、サケの塩漬けといえますか、本当にこんなに持ってくるんだと。ボックスティッシュ、そういったものもございました。

そのケアマネジャーさん、裕和園の敷地内にヤックスさんの車を、どうぞお入れください。使ってくださいと、いつも招き入れているんだそうです。裕和園さんに入所の方も、それが毎週来るということで、楽しみにされていると。それで、その若い男性のケアマネジャーさんが言うには、皆さん、生き生きと目が輝いているというんですね。

ですから、ただ単に買物の利便性だけに限らず、変な言い方してしまいますけど、ぼけ防止といえますか、そういったことを予防の相乗効果が私、出ていたなと思って、思わずスマホで何枚か写真撮ってきました。

前回、9月のときに、このことも含めて、高齢者支援の質問はいたしました、ぜひ市長、今後はそれを、支援等は考えていきたいとおっしゃっていただきましたので、参考までに申し上げます。誠にいい光景でした。中には100歳の御婦人がいらっしやいまして、その方がシルバーカーを押して、1週間に1回、来るのを楽しみにしています。

ドローン配送等、近未来的な事業かもしれませんが、移動スーパーがいか、勝浦市に必要とする住民がいるか知っていただきたいと思ひまして、申し上げました。以上です。

2番目の質問、ほかにいきます。ふるさと納税の10月までの実績は私もお尋ねして、ここに手にしておりますが、直近の実績について教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。直近のふるさと納税の申込み状況についてですけども、11月末現在で約34万5,000件の申込みがあり、寄附金額としましては、約43億円です。

なお、ふるさと納税は、例年ですと12月に寄附のピークを迎えますが、本年度は10月の制度改正前の9月に駆け込み需要があったことから、昨年度の同時期との比較においては、約1.5倍となり、大幅に増加しているという状況です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） これって件数的に、10月末までですと、件数も寄附金額も2倍以上の寄附受けがあったと思いますが、11月末で、そういった件数、金額は、それまでの勢いと比べると、若干落ちてきたか。平行線をたどっているか。その辺、データのはいかがでしょうかね。お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和4年度の寄附の申込件数に関しましては、約22万8,000件となりまして、寄附金額で申し上げますと、約28億円となっておりますので、11月末現在で比べますと、件数、寄附金額ともに、今年度は1.5倍となっております。

10月で比較しますと、2倍強でしたので、11月になりますと、増減という意味では、昨年度に近づいてきているという状況になりまして、先ほど申し上げたとおり、9月の駆け込み需要があったことが大きく原因となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。今後も昨年同様、これからが一番、寄附受けが多い時期であることを祈りまして、動向を見ていければなと考えます。ありがとうございます。

次、4番目の国道297号線のことに関して、2回目の質問をいたしますが、これ、市長の先ほどの答弁で、県とか夷隅土木さんのほうに要望を出しているということですが、具体的にその先、夷隅土木さんとか県庁のほうに先月、ちょっと担当部長さんとか大多喜町とか市原市ですか、297号線に関わる沿線の首長さんたちと伺ってきたと私、聞き及んでいるんですが、あちらのほうで一番、給食センターのところ、S字っぽくなっていて、幅員、狭隘になっていますが、ああいったところの土地購入、何て言いますかね。そういったことに関して、深くお話はなさったでしょうか。その辺、もしお聞かせいただければ、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答え申し上げます。先般、千葉県に対し要望に伺ったんですが、令和5年10月17日に市原市、大多喜町、勝浦市の2市1町で結成されております国道297号整備促進期成同盟会で、国道297号の整備の早期促進のために、千葉県に対し要望書を提出してまいりました。

その際には、千葉県より、松野バイパスの工事の進捗状況の説明があり、その中で、用地買収を含め早期完成の要望をしてまいりました。

また、議員おっしゃられた新戸地先の狭隘部につきましては、以前より拡幅工事の要望をしておりましたが、まずは、通行に支障が見られました樹木の伐採を、その場で改めて要望してきたところでございます。

この松野バイパスと新戸地先の狭隘部につきましては、要望書に位置図、写真を添えて、具体的にこのような状況だということを付け加えて、要望しております。

ここの2か所につきましては引き続き、また要望してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。ただ、都市建設課さんのほうで、恐らく夷隅土木さんのほうに要請していただいたと思うんですが、今、課長の答弁の中に、松野バイパスという言葉が出てまいりましたけども、今月3日の日曜日に松野は全戸総出の防火デー、消火器の模擬訓練、あと、毛布と竹ざおを使った被災者の誘導というか、そういった訓練を朝8時半から実施しました。

その折、集合場所がバイパス近くだったものですから、皆さん口々に「随分、今年の松野バイパスはきれいだね。杉戸のほうまでは端から最後の全部、きれいに草を刈ってある」と。きっと都市建設課の方々が動いてくれたんじゃないかと私、勝手に想像しておりますが、ありがとうございました。

次の質問、5番目の質問ですが、移住・定住について伺います。

これ、今年1月頃に、たしか東京有楽町辺りで、何かイベント開催というのをやったのではないかなと思うんですが、そういったことも含めて、今までの移住・定住に向けた取組等、少しあれば、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。市外における移住・定住の促進に係る活動としましては、東京で毎年開催されています、ふるさと回帰フェア、千葉県移住相談会、JOIN移住・交流&地域おこしフェアがございまして、JOIN移住・交流&地域おこしフェアが今年度も1月に行われまして、その3つのイベントに勝浦市も出展しております。

こうしたイベントでは、本市の移住相談ブースに来られた移住希望者に対しまして、本市の魅力や気候、仕事や住宅物件、生活環境など、移住希望者の相談内容に応じて説明を行っております。

本年度の3つのイベントで、ふるさと回帰フェア2023、千葉県移住相談会は既に開催されまして、両日ともに28～30弱ぐらいの組と、40名ほどの相談者が来ました。

ほかの取組としましては、先ほど市長答弁にもありましてとおり、若者等の支援金ですとか移住支援金事業、あとは移住フェアなどを今年度開催しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。ちょっと深掘りで聞いてしまうんですけど、これはヒアリングのときも申し上げてなかったんで、申し訳ないんですけど、分かる範囲で結構です。

移住・定住、あと、前へ出て質問した市役所職員の市外からの通勤者のことも、続けて質問いたしましたが、そういった移住・定住施策の中に、市役所の職員募集、来年ありますよと。

1月でしたらば、3月から募集して4月からの採用とか、そういうことは、ごめんなさい。ないですね。秋以降から、もう1次試験、2次試験って始まるんでしょうけど、それに限らず、優秀な人材を求めて、しかも勝浦に住んでいただくといった複合的なことは、考えたりしなかったでしょうかね。もし分かったら、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。職員採用について、お答えいたします。

職員採用試験につきましては基本的に、定員適正化計画ですとか職員の退職に伴います補充とか、そういうことを見越した上で、各年度ごとに採用予定者を決めた上で、採用試験を実施するかどうかを決めております。

決まった段階で、どのような周知をするかといいますと、一つには広報、ホームページ、それから昨年度からは、公務員採用試験の情報提供サイトがございます。そちらに向けて、私どもの市の情報を積極的に発信しています。内容といたしましては、募集する人材の必要とするものですとか、また試験の日程とか、そういうものも情報提供しています。

それ以外に、県内の各大学へ、こちらから入試の御案内を送るとともに、場合によっては職員の出身大学、こういったものについても採用の案内をしております。

このように、採用試験の人材確保については、広く試験の実施について募集しているところでございまして、居住を要件とするような採用の案内はしているところではございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。私の聞きたいことをほとんど網羅されていまして、助かりました。

現在、私の近所といいますか、半径5キロぐらいの範囲に住む御家庭の方なんです。もちろん若い方ですけど、東京大学に、茂原の公立高校を卒業して、今現在、通っている生徒さんがいらっしゃいます。

また、直接的なことを言えば、中倉ですけども、そういったところにも、同じように自宅から電車で、そんなに遠くない地域の公立高校に通って、ストレートで慶應大学とか、何か知らないんですけど、勝浦も捨てたもんじゃないというか、優秀な人材がいろいろいらっしゃるようです。

ぜひ将来的には勝浦市のために、極端なことを言えば、市長を目指すとか、そういった活躍を期待するんですけども、今、課長おっしゃったように、大学といったところも含めて、アピールしていけばいいかなと思っております。

また、新聞とかテレビなんかでも見ることあるんですけども、今、中央官庁、霞が関、あちらのほうの、今何て言うか分かりませんが、私が受けた当時のことを言うと、国家公務員上級試験・中級試験とか、そういった試験を受けて、各省庁に配属された方々、一般的に上級職ですから、すぐキャリアというんでしょうけども、そういった方が二、三年、また数年勤めてはやめてしまうと。これは課長ともお話しさせていただいた中にも出てきましたけど、私も8月3日に、会計検査院に長く勤めていたおじ、ちょっと様子を見に立川のほうへ行ってきたんですけども、やはりおじも、今なかなか、そういった霞ヶ関辺りの役所でも悩みの種だといっている情報を得ていたようです。

公務員離れというんですかね。難しいところもあると思いますが、そういったところを考えて、統括監、何か御助言、今までの話からして、御助言等いただければと。けさちょっと、お願いできればと、振るかもしれないと申し上げておきましたけど、お願いできますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。議員仰せの優秀な職員の採用とか、あとは人口減少への対策等々は本市の課題でもあると認識しています。

市長、それから総務課長からも答弁ありましたが、就労とか、あるいは居住については、我が国の日本国憲法で、個人に保障されているものであります。したがって、我々、政策課題を持っているけれども、それをもって、個人に保障された自由を制限することは困難であります。

ただ、我々勝浦市役所職員、私も含めて、自分の出自であるとか、あるいは現在の居住地に関わらず、勝浦市のさらなる発展とか、あるいは勝浦市民の生活の安定といったことをしっかりと考えながら、あるいは自覚を持ちながら、公務員としての職責を全うする、そういった所存であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 今日の今日で御助言、ありがとうございます。お手数かけました。

大体の質問は終わったんですが、最後に、先月23日に私ども会派で議会報告会、市政報告会といいますか、開催して、予想よりもちょっと少なかった参加ではありました。

また、その前に広報広聴委員会のメンバーで、館山市議が開催した同じような懇談会に私、ちょっと遅れてしまったんですが、午前の部、聞きに行っていました。50名から70名ぐらいの参加者だったと思いますが、18人の議員のうち、午前8名、午後から8名、こういう形で、庁舎内での報告会というか、懇談会といいますか、意見交換会をやられておりました。

中には、市民体育館をつくってほしいという要望の方がいたんですが、どうも即答する議員さん、いらっしゃらなくて。ただ、お一方、手を挙げて申し述べたことが忘れられないんですが、つくるのはつくっても、その後、1年に1億円前後の維持費がかかると。それを質問された方は、その場で、もう次の言葉が出てこなかったという状況があります。

また、前回だか前々回だか、私、一般質問で、勝浦市の経済収支比率を伺いました。勝浦に関して、そんなにその比率がよくも悪くも、どっちかという、私には、あんまりいいほうじゃないかと想像しましたが、ただ、ふるさと納税という伝家の宝刀じゃありませんけれども、ありがたいことに、このお金があるから、何とかいろんな施策を考えられるのではないかと想像します。

しかし、館山にはそれほどの財源、まして経済収支比率は館山、相当悪いと思うんですね。よその自治体のことを悪いとかといって表現して申し訳ないんですけども。ただ、はっきりして申し上げて、財政に余力がないんじゃないかと私は想像するんですよ、勝手に。

じゃ、勝浦のほうで、そのことに関してどう考えるか。これはやはり皆さんで、市民が必要とするもの、そういうものを広く、パブリックコメントではありませんけれども、公募、意見を聞いて、それに対応して、やっていかなければいけないかなと思います。

また、ちょっと前後しますが、我々会派でやった議員懇談会の中に、マツモトキヨシ、有名ドラッグチェーン店ですね。創業者だと思えますけど、松戸市の市長もやられた方だと聞いております。この話をするというのは、松戸市は全国に先駆けて、すぐやる課を設置したそうで、それをまねした自治体もあると聞いております。私もネットで少し調べたんですけども。

なぜこの話をするかというと、うちのほうで、ある交差点付近に喫茶店をやっている御婦人がいらっしゃいます。もともとこの地の人間ではありませんが、市役所に電話したんだそうです。自宅の敷地内にキョンが死んでいるから何とかしていただけないですか。そうしたところ、どなたか存じませんが、市のほうからの回答が、道路に死んでいるのであれば、それを処分に伺います。だけど、個人のお宅の敷地内に関しては、個人で処分していただきたい。

うちは敷地、約2反歩近くあって、いくらでも掘って埋めることは可能な状況でありますけど、そこのお宅は、掘って簡単にということができる状況の宅地ではありませんし、もともと地の人間ではない。それでいて、そこその年齢の女性の方ですから、難しいと思うんですよね。結果的に御近所の男性の方が来て、助けてやったということを報告会の中で出てきました。

ですから、そういったことも、少し考えてやっていただければなと思います。

あとのedenの利用客、低迷しているような……。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬議員、通告、全くしてない内容ですよ。

○5番（岩瀬 清君） だめですか。まだ時間がありますし。

○議長（佐藤啓史君） 会議規則、ちゃんと通告した内容で、質問してください。

○5番（岩瀬 清君） 分かりました。じゃこれで、私の一般質問を終了します。お世話さまでした。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、岩瀬清議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明12月8日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時01分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問